

# 政策資料

No.284 《復刊179号》  
1990年5月1日

卷頭言 伊藤茂 .....1

## 特集 I

日米構造協議について .....2

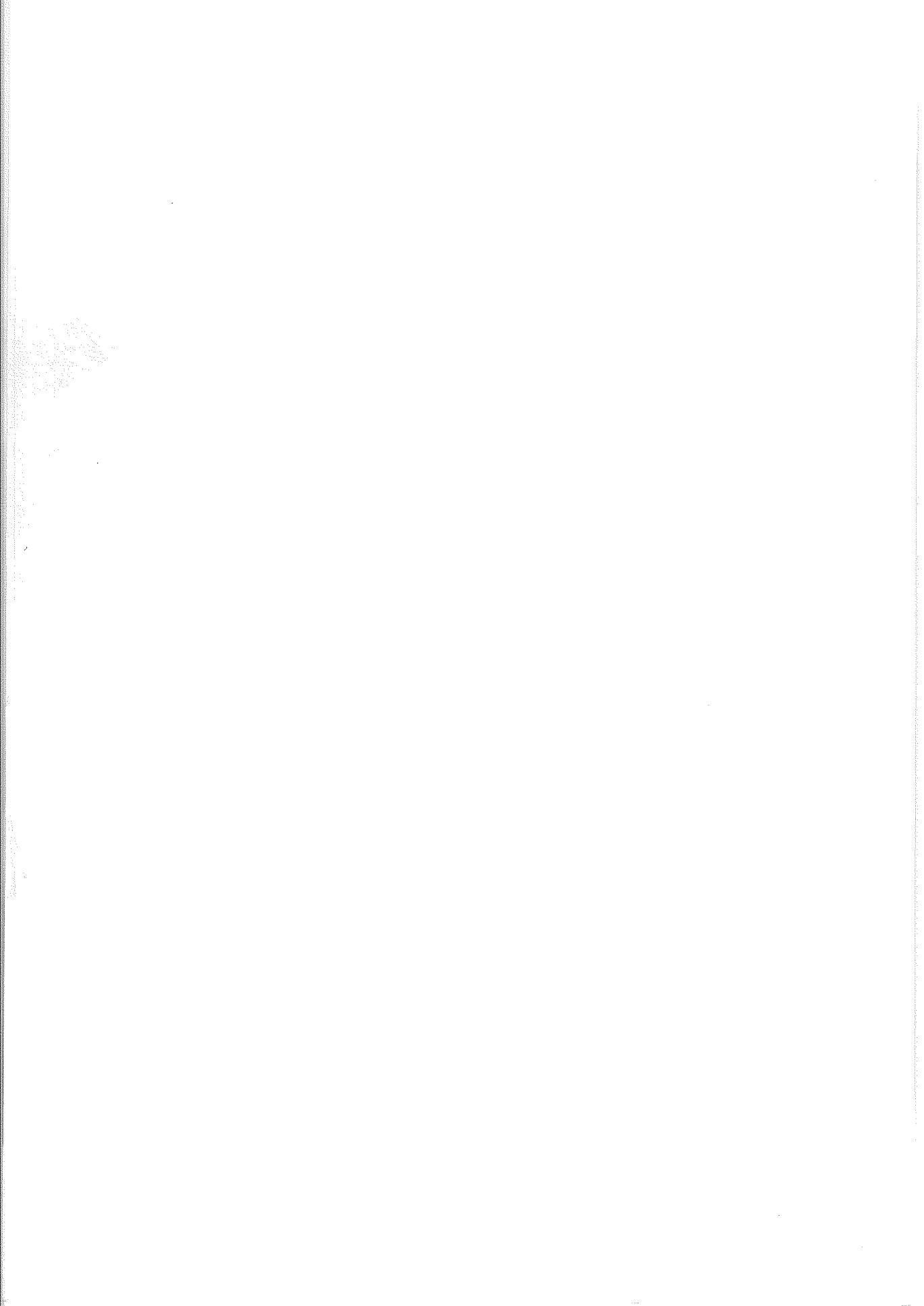
## 特集 II

国民健康保険および老人保健両制度の  
問題点とこれまでの党の政策 .....8

### 〈資料〉

- 平成元年度補正予算修正案大綱・趣旨  
説明・修正案 .....17
- 電気通信審議会の「最終答申」に対する  
談話 .....23
- 申し入れ（日本電信電話株式会社法の  
「五年見直し」に関する） .....24
- 国民のための電気通信新秩序を目指す  
われわれの基本姿勢 .....25

- 借地・借家法改正に関する見解 .....28
- 開かれた政府を求めて .....29
- 日米首脳会談について（書記長談話） .....31
- 1990年度畜産物価格並びに政策確立に  
関する申し入れ .....32
- 1990年度蚕糸価格並びに政策確立に  
する申し入れ .....34
- 農業者年金制度の充実に関する申し入れ .....34
- 原子力船「むつ」に関する申し入れ .....35
- 地方税法改正案に対する修正案可決に  
当たって（談話） .....36
- 新過疎法制定に関する方針他一連資料 .....37
- パートタイム労働法（仮称）に関する各  
党案及び労働団体統一要求の比較対照表 .....44





## 政権への スプリングボード

伊藤茂

政策審議会長

たのがわが党の経過であった。これからは「現実から出発して新しい設計図をつくる」方向で自民党政府に対する政策的な優位性を確立しなければならない。言うならば「新しい発想・新しい政策」が求められているのである。それが現実に政権を担当して国民に希望を語る道であろう。

いま世界は「翔ぶがごとく」大きく変化している。戦後の旧い枠組みが音を立てて崩れ、「新しい現実」が生まれつつある中で、われわれに問われているのは日本の新しいパラダイムを積極的に構築する努力である。エピネ大会後のフランス社会党が、ミッテランを中心には政権奪取への活動の中で「インテレクチャル・アドバンテージ」を政策活動の中心スローガンにしたような姿勢がいまわれわれに求められているのである。

大きな目標と課題に向けて、能力の足りなさを嘆きながらも自らを励まして行きたい。ご協力を心からお願いしたい。

大会で決定された様々な新しいテーマを、なるべく幅広い党内論議を展開しながら具體化して行いたい。私はそこで問われるのには、やや極端な表現をすれば政策活動の「情性」を断ち切ることではないかと思う。従来長年にわたって要求型の政策主張をしてき

四月の党大会のスローガンは

きたい。

「政権を担う党へ」であった。その大会で再度政策審議会長に選ばれた。土井執行部発足とともに初めてこの任務についたとき以上に、任期中になすべき仕事の重みを噛みしめる思いがする。幸いにして政策担当中央執行委員には二年間の経験を持つた松前さん、参議院での活動で政策には高い見識を持つてゐる穂山さん、そして書記局の中心で政審運営に有能さを発揮してきた温井さんと三人が選任されたのを喜んでいる。力を合せて政策活動の飛躍を期してい

いまわが党は「政策へのスプリングボード」にむけて猛然とダッシュする課題に直面している。そのスプリングボードをかつてフランス社会党が、またスペイン社会労働党が見事に飛び越えた。われわれがいまそれを飛び越えなければ社会党の新時代はない。それだけなく日本のデモクラシーの時代もない。私はそのこと——日本に政権交代の時代をつくるという今日の要求に応えることのほうが重

要だと思う。今までの「あるべき連合政権」の議論以上に「政権交換」としての「政権へのスプリングボード」をつくることである。これがいまそれを飛び越えなければ社会党の新時代はない。それだけなく日本のデモクラシーの時代もない。私はそのこと——日本に政権交代の時代をつくるという今日の要求に応えることのほうが重

(いとうしげる・衆議院議員)

特集

# I 日米構造協議について

一九九〇・四・二

## 日米構造協議についての見解・その2

—中間評価に向けての緊急提言—

日本社会党・日米経済問題プロジェクトチーム

はじめに

わが党は、今日の日米関係が極めて重大な時期にさしかかっており、四月に予定される日米構造協議の「中間評価」の如何では、両国の関係が危機的な状態にたちいたることも予想され、憂慮すべき事態にあると認識している。わが党は、昨年一〇月に日米経済問題プロジェクトチームを設置し、対処してきた

べきものであり、わが国が国民生活の質の向上の視点から自主的に取り組むべき課題であること。そしてこの国民生活の質的向上は、両表裏の関係にあることを明らかにしてきたところである（「日米構造協議に対する基本的見解」「ゆとり・豊かさへの提言——対外摩擦の解消と『三つのゆとりの実現』」）。

「日米構造協議についての見解」では、「今

が、構造協議で取り上げられている課題の多くは、長年の自民党政治の「ツケ」ともいう

る戦後の冷戦構造の崩壊過程にあり、わが国のとりわけアジアにおける軍縮・平和への積極的なイニシアティブが求められていること。(2)経済摩擦解消のために、対米輸出偏重の貿易構造を均衡あるものに転換すべきこと。(3)アメリカの「バードン・シェアリング」の要請に軍事費負担の増大で対応し、経済摩擦批判をかわすという方法は誤りであり、経済協力や地球環境の保全への寄与等こそが「国際的貢献」への道であること。——以上を踏まえ、新たな日米のパートナーシップの確立が図られるべきとの基本的視点を明らかにした。その上にたって、日米構造協議に当たっては、二国間協議など、協議の在り方の問題を指摘しつつ「日米関係は極めて重要な友好関係にあるべきこと、アメリカから指摘されるまでもなく問題点の多くは日本が生活者重視の視点から自主的に改善、改革すべきであり、わが国は誠実に協議に臨むべきとの態度を明らかにして、マクロ政策を中心とす

る提言を行つた。

## I 「中間評価」への基本的対応について

「国際収支不均衡の削減に貢献する」（宇野・ブッシュ共同発表）を目的として設定された。しかし、現時点においては、アメリカにとつて協議が、貿易の対日赤字の目に見えた削減効果よりも、「米国が求めているのは、資本や貿易が自由に流れるための構造である」（ヒルズUSTR代表）という見解に示されるよう

に、日本の閉鎖的な「構造障壁」の打破そのものにウエイトを移してきていると言つても過言ではない。

わが国にとつての九〇年代の内外政策の基調の一つは「公正」の実現であり、これは経済運営における国際面での原則でもある。流通など各分野においてのシステムや慣行はわが国の土壤の中で歴史的に育まれたものである。しかし、経済が国境を越えて動き、世界が相互依存関係を深めている現在、歴史的、文化的な理由で旧来のシステムを維持するだけでは国際的に通用しないのも現実である。いま問われていることは、国際摩擦と国内摩擦を同時に解決する努力と国内摩擦を同時に解決する努力と社会設計である。

われわれは、過去の生産第一主義のなかで

の利害関係によつて作られた生活者の自由を阻害する各種の制度的体質を乗り越えて、新しい自由で民主的な生活者に開かれた経済社会の構造を作りあげることが必要だと考える。このことによつて、アメリカをはじめとする世界の国々に対しても日本が開かれた存在となり、同時に、国際社会のなかでの責任を果たすに足る信頼を勝ちとることができよう。

したがつて、日米構造協議の「中間評価」に向けてテーマとなつてゐる課題については、先に述べた生活者、消費者の立場に立つ国民生活の質の向上<sup>11</sup>＝豊かさの実現と、その表裏の関係にある对外経済摩擦の解消の観点から是非を判断し、積極的に対応すべきであると確信する。以上の考え方に基づき、わが党は以下の主要な点に關して見解を明らかにし、構造協議が実りあるものとなるよう、提言するものである。

## II 「中間評価」への緊急提言

### 1 社会資本の整備

アメリカは、共同投資による社会資本の整備を強く求めている。この問題は『前川リポート』において、わが国が「生活の質」の視点から必要な整備を打ち出したが、自らの課題として、日本経済が拡大基調を続いている今こそ二一世紀に向けて積極的に取り組まなければならぬ。

(1) 社会資本整備の意義とその内容  
経済大国になつた現在でもなお、わが国の社会資本の整備、とりわけ下水道、公園・緑地、文化・スポーツ施設等生活関連の社会資本の立ち遅れは国際的にも常に指摘されている点である。これはこれまでの公共投資が、産業基盤の整備を優先して進められてきたからにはかならない。その結果、「経済大国」にもかかわらず国民が豊かさの実感を欠く原因となつてゐる。そのため、下水道、公園・緑地、文化・スポーツ、レジャー施設、住宅等を中心として二一世紀に向けた生活関連の社会資本の整備の計画的進行は急務である。

#### (2) 社会資本整備の総合性・計画性

① 社会資本は本来その性格から収益性が低いものであり、そのため近代的都市改造をはじめ公的部門へのニーズが大きいことから、公共投資の役割が基本となる。この場合、整備が計画的に進められる必要があるとともに、計画の総合性が不可欠となつてゐる。

現在一五にわたる公共事業の計画が個々別々に進められてゐるが、重点施策を決め、総合的に進める必要がある。これにしたがつて、個々の計画も策定する。

② 生活関連の社会資本ストックを欧米並み

の水準に引き上げるために、現在の単年度主義を廃し、年次計画をもつて行うべきである。このことは、マネーフローの増加、円安、労働力不足などのインフレ懸念を廃するためにも当然の前提条件である。

(3) 欧米並みの社会資本水準を達成するため、二一世紀日本の社会づくり計画としての新しい質をもつ積極的な計画——「社会資本整備一〇周年総合計画」(仮称)を策定する。

### (3) 資金の重点配分

(1) 現在の公共投資の問題点は、部門別事業費の比率が事実上固定化していることである。いわゆる「族議員」が前年度実績をもとに既得権益化して配分するやり方を改め、重点配分ができるよう、システムを改革する。

(2) 自治体の社会資本の整備、都市再開発などのプロジェクトに地方債、国民資金を積極的に誘導し活用する。

(3) 予算編成における公共事業費のシーリングを撤廃する。

### (4) 公共事業の在り方—談合の排除

一般競争入札の原則

会計法上、入札は一般競争入札を原則とすることとなっているが、実際は大半が指名入札となっている。そこで指名入札、随意契約は特別の事情のある場合に限定し、

原則通り一般競争入札とする。1地域別、規模等に基づくランク制による資格審査を行い登録する。2保険制度をつくり工事を担保する(会計法二九条に挿入)。3公告、見積期間等、入札希望業者、の参加を保証する。4情報の公開、一般競争入札、指名競争入札、随意契約とも発注を行つた場合は、一件ごとにその都度参加業者名、各回の入札価格、落札業者名、落札価格等を発表する。5ODA援助契約にも適用する(国際協力事業団法二二条、国際協力基金法二〇条)。

### (2) 官僚の民間企業への天下りの制限

官僚の在職官庁と関係ある営利企業への再就職は三年間例外なく禁止する(国家公務員法一〇三条)

### (3) 政治献金の禁止

官公需(ODA関連を含む)を受注する企業及び団体の政治献金を禁止する(政治資金規制法二二条)

勤労国民のマイホームの夢を奪い、家賃の高騰や地上げによる追い出しなど居住権を脅かし、持つものと持たざるものとの格差はますます拡大し、前述の社会資本の整備にも重大な支障を与えている。

このような状況は、第一には、わが国が国土の均衡利用と都市環境の整備保全という課題を戦後一貫して掲げつつ実際の施策においては常に後回しにし、むしろ集中と環境破壊をもたらす施策を推進してきたことにある。第二には、居住権、移動の権利など憲法に定める基本的人権の具体的な内容について極めて軽視してきたことであり、「ウサギ小屋」という批判はそれを象徴的に指摘したものと受け取らなければならない。第三には、野放図な市場メカニズムに委ねた土地対策である。金融機関や大法人が堂々と土地転がし、地上

げを行うような倫理の欠落とそれを容認する土地制度が経済の不健全化、社会の歪みをもたらしている。

したがつて、今後の土地対策等は、国民の住宅権・環境権等の保障と公共財としての土地の社会的有効利用、富の社会的還元を基本的視点とし、長期的に東京一極集中のは止をめざす。

## 2 土地対策等

GNP世界第二位という「経済大国」にもかかわらず、わが国の住宅事情は「ウサギ小屋」といわれる実態が続いており、大都市の肥大化と都市化の進展のもとで住宅周辺環境も悪化の一途をたどっている。しかも繰り返し発生している土地価格の暴騰と高値安定は

(1) 集中是正と計画的な土地利用  
① 管理・中枢機能の東京一極集中のは止を正す  
管理・中枢機能の地方分散を進める。こ

のため、中央政府の権限の地方公共団体、とりわけ市町村への移譲を推進するとともに、国の機関等の地方へのより一層の分散を図り、さらに、「遷都」を検討する。

(2) 国土利用計画の見直し

国土利用計画（全国・都道府県・市町村計画）を見直し、とくに市町村計画については都市計画法、建築基準法とより一体のものとして整備し、地区計画制度の整備促進を図る。同時に住民の発案権、選択投票権、監査権、解職請求権の拡充を図り、土地利用計画が住民と自治体の自主的な契約として尊重され、推進されるようにする。

(3) 公有地の拡大

計画的な土地利用を進め、良好な環境を保全するため公有地の拡大を積極的に進め、公有水面埋め立ての要件強化、未利用地や市街化区域内農地に対する先買い権の強化等を図り、取得財源としての税源の充実、起債条件の拡充などを行う。そのため「公有地拡大の推進に関する法律」の改正強化をはかる。

住宅権等の確立

(2) 「住宅保障計画法」の制定

国民の居住の基本的権利等に係る法制度の確立を図り、それに基づく具体的な住宅整備計画の策定と推進を図る（「住宅保障計画法」（仮称）の制定等）。

(2) 「住宅困窮者登録制度」の創設等

「住宅困窮者登録制度」の創設と、それに基づく公共賃貸住宅のニーズにあわせた建設を進め、家賃控除制度創設や、家賃補助制度の拡充、住宅ローン減税の推進をする。

(3) 福祉型の街づくり

子どもの安全と発育を保障するため、スクールゾーン拡大、遊び場確保の「ちびっこゾーン」の整備などを図るとともに、老人や障害者等を含めた大都市市民の交通権（移動の権利）の確立のため地下鉄やバスの整備、乗り換え施設の改善、緑の保全と拡大のための公園の整備などを推進する。

(1) 土地投機の排除と社会的還元

土地投機の排除のため、1金融機関等の土地融資の規制、2融資の公表制度などを進めるとともに、3土地取得に係る借入金利子の損金算入制限の強化——などを図る。

誤りである。

3 独占禁止法の改正等

公正かつ自由な競争を促進し日本経済の活力を維持して、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する（独占禁止法第一条）ためには、現行独占禁止法を強化し、実効ある運用をはかることが必要であり、そのため以下の法の改正強化を行なうべきである。

(1) 独占禁止法の改正強化

口 法人所有の未利用地などへの保有課税の強化、事業用地等と小規模住宅用地をはじめとする住宅地などの区分に基づく土地利用にあわせた固定資産税の不均一課税の導入による小規模住宅地所有者の負担軽減を進める。

③ 開発利益の社会的還元

1更地転売等に対する譲渡課税の強化、2開発利益の社会還元のための増価益への課税の検討などを進める。

④ 市街化区域内農地

自治体の土地利用計画を前提に「市街化区域内農地」の営農実態調査と指導の強化を図り、営農者の農地の生産綠地への指定、それ以外の農地の宅地並課税の実施を行う。ただし、総合的な土地利用計画を持たない、政府の東京都二三区内の一律宅地並課税は誤りである。

うにする。

(2) 土地税制の改革強化

イ 膨大な含み資産、土地利益について社会的公平の立場から、欧米諸国などの例を参考に土地税制を抜本的に強化する。

### ① 違反の告発

「何人も第三条に違反する犯罪があると思われるときは、これを検察庁に告発できる」旨の規定を新設する。

### ② 課徴金の引き上げ

課徴金の金額を現行の三倍とする。

\* カルテル実行期間の対象商品の売上高×四・五／一〇＝課徴金額

(製造業：6／100、小売業：3／100、卸売業：1.5／100)

### ③ 不公正な取引方法の罰則規定

不公正な取引方法を用いた場合の罰則規定を設ける。

### ④ 株式保有制限

大規模社会の株式保有総額の制限を引き下げる。

### ⑤ 賠償請求

違反の事実がある場合、被害者は無過失損害賠償請求ができることとなつていて

## 4 大店法問題

わが党は、大規模小売店舗、いわゆる大型店の出店については地域の街づくりと地域の消費者のニーズの観点から出店調整されるべきことは、これまで指摘してきたことろである。

### 表 公正な取引にとっての情報公開の重要性

に鑑み、一八条の二「価格の同調的引き上げに関する報告の徵収」を次のように改正する。

アメリカは大型店の出店に大店法の手続きが二～三年あるいは一〇年かかるのは不公正で輸入障壁であると指摘しているが、大型店

「一、高度の寡占業種において、価格が同調的に引き上げられ、価格面での競争が行われていないと認められる場合には、事業者に對し商品等の原価の公表を命じることができる。二、原価の公表を命じられた事業者は、公取委の定める基準に従つて、商品等の原価を算定し、所定の様式により公表しなければならない。三、原価の公表の対象となる業種または商品等は、公取委が指定する。」

### ⑦ 独禁法適用除外について

独占禁止法の適用除外事業を必要最小限にとどめるように見直しを行う。

### ② 公正取引委員会の強化

独占禁止政策を円滑に行い、独禁法の運用を強化するために、公正取引委員会の委員長・委員の人選の厳格化、事務局の人員・予算の拡充をはかる。

① 大店法は大型店の出店を前提とするもので、大店法の前身である百貨店法は許可制度であったが、大店法は届出制であり、法律の趣旨は原則出店自由である。そのため小売業者に不服があつても当事者としてさえ認められず、司法救済の道がない。

② 公的な機関でない商業活動調整協議会（商協調）が実質調整の場になつてゐるため、そのため大型店同士のシェアー争いに利用されたり、多額の金によつて強引な工作が行われるなど目的に反し、あるいは公正を欠く等の問題が生じている。

③ 現行大店法で調整できるのは、売場面積、開店日、閉店時間と休日数の四項目しかなく、立地規制はなく、立地規制にあるのは建設省所管の建築確認であるが、これは建築上の最低基準を定めただけであつて、都市

の出店を自由にすればアメリカ製品の輸入が拡大するという見方は短絡的である。わが党が指摘してきた「出店調整に長時間かかる原因は、不透明な行政指導によるものである」ということを改めて認識しなければならない。

の商業集積のあるべき姿、都市計画とは実質的に無関係である。しかし大店法上は建築確認がいわゆる第三条の届出にあたる。つまり大店法を所管する通産省の権限外のところで始まり、そのため事前調整といわれるが、ここで実質的な調整が終わつてはじめて法律上の第五条に基づく正式商調協が始まる。しかし、法律上の手続きが始まつたときにはすでに事態は決定されている。

- ④ 地域の既存商業集積に対する影響、「街づくり」との調和等の配慮がないまま強引な出店が行われてきた。

このように、現行大店法は大型店の出店を前提にした調整法であり、都市における商業集積や都市計画とは無縁なところで無秩序な出店が行われてきた。その結果、交通渋滞、ゴミ処理問題など、地域住民への悪影響や負担を強いてきたところであり、特に、消費者ニーズに応えるとして出店してきても、採算ベースに乗らなければ、たちまち撤退というケースもあり、駅前の一等地に空ビルがある、という地域も少なくなかつた。

したがつて、この問題に対しても、消費者の視点による改革と中小小売店への協力誘導との一体的な努力が不可欠の前提条件に立ち、基本的な出店に対する調整のあり方につ

いて、1 現行大店法のように流通政策の視点から出店調整を行うのではなく、2 地域政策として、出店する場所を包括する地方自治体が責任を持って、街づくりと地域の生活者重視の視点から出店調整を行う方式——に制度変更すべきである。

### おわりに

以上、日米構造協議の「中間評価」への緊

一九九〇・四・六

## 日米構造協議 「中間評価」

### について（談話）

日本社会党政策審議会  
会長 伊藤茂

一、本日、日米構造協議の「中間評価」が発表された。双方の努力を多とするが、「展望なき妥協」といえよう。これまでの国民生活軽視の自民党政治のツケが大きかつたことが明らかとなり、しかも、この間の交渉が国民に不透明で行われてきたことの問題も大きい。

急提言を行うものであるが、もとより協議のテーマは多岐にわたりこれにつきるものではない。わが党は今後引き続いて詳細な検討を行い、「中間評価」への基本的対応について」で示した基本思想に基づいて結論を出すことになろう。今後の作業としては、株式の持ち合い等「系列取引」、「土地問題」の総合的な政策などを予定している。

に通産省の行政指導を強化し、対応しようとするもので、地域の都市計画、地域住民の利益を考えても、今後に問題を残した。

一、独禁法に関しては、課徴金の引き上げなどにとどまつた。わが党としては、公正な

競争が行われるよう、先に提言した趣旨に立つて独禁法の改正強化に努力したい。

一、七月の最終報告に向けて更に協議が続けられることになるが、「外圧」でしぶしぶやるという手法を改め、二一世紀に向けたわ

## 特集

### II

# 国民健康保険および老人保健両制度の問題点とこれまでの党の政策

一九九〇・二・二五

日本社会党政策審議会  
社会保障政策委員会

## 一、国民健康保険制度

これは、被用者保険のように事業主負担がないこと、低・無所得者の加入者が多いことなどを理由に国庫負担割合が最も高く、現在、保険給付費の1/2、助成費の総額は一九八九年度予算で約二兆五〇〇億円、一九九〇年度予算案で約二兆五五〇億円となつてている。

その問題点はおよそ次の諸点であり、これらについては政府当局も認めている(数字は、

約三、三〇〇市町村と約一七〇国保組合が運営する国保制度は、加入者総数四五〇〇万人に上る最大の医療保険制度である。またそ

とくに断らない限り一九八七年度)。

### ① 低所得者の増加

無職世帯の増加(一九六五年度六・四% ↓一九八七年度二七・三%)と高齢化の進展(老人加入割合=国保一三・九%、政管四・五%、組合二・九%)を背景に、保険料負担が困難な低・無所得者が増えており、とくに「所得なし」世帯が一四・九%を占

が国の社会経済の大きなビジョンに基づいて、主体的な姿勢でアメリカとの協議に臨むべきことを強調したい。

めている(図1参照)。また、国保には一定の所得以下の世帯に対し保険料(税)の応益割額の四割または六割を軽減する制度があり、その適用は加入者全体の二四%(四割軽減六%、六割軽減一八%)にも上る。

## ② 保険料の高騰

高齢化による被保険者一人当たり医療費の増大(国保一七万七五〇〇円、政管一一万七三〇〇円、組合九万一八〇〇円)と前述した保険料軽減世帯の増加によって、保険料は高くなってしまう。すなわち、国保の一世帯当たり保険料は一三万二九〇〇円(年額)で、他制度と比べ最高である(政管一万八三〇〇円、組合一一万〇八〇〇円)。このような事態は、「最高の保険料なのに最低のサービス(給付率)」という矛盾を意味している。

なお、国保と政管の保険料負担(年額)を所得階層ごとに比較してみると、図2にみるように、とくに国保の中堅所得層の負担が重く、所得四〇〇万円(收入ベースで六〇〇万円弱)前後では、国保加入者が政管の二倍近く高い保険料を納めていることになる。

## ③ 医療費・保険料の地域格差の拡大

運営主体が市町村であるため、地方の過疎化・高齢化の進行によって、医療費及び保険料の地域差がますます拡大している。

被保険者一人当たり医療費の最も高い北海道歌志内市(年額四五万三〇〇〇円)と最も低い東京青ヶ島村(同六万〇五〇〇円)との間で七・五倍の差が生じているのである。都道府県ベースでみても、最高の北海道(二三万六四〇〇円)と最低の沖縄県(一一万〇八〇〇円)との間で二・一倍の開きがある。

これは、当然保険料の地域差を拡大することとなり、最高の北海道茅部町(世帯当たり年額二七万円)は最低の沖縄県粟国村(同二万八四〇〇円)の九・五倍となっている。

## (二) 一九八八年の国保改正

以上、社会保障制度としては致命的な欠陥をもつた国保制度は、国保問題懇談会の報告をふまえ、一九八八年に改正された。それは、国保の不安定をもたらす構造的な要因に対し、国・都道府県・市町村が共同してとりくむシステムをつくろうとするもので、その主な柱は次の三点である。

### ① 高医療費市町村の安定化

厚生大臣が指定する高医療費の市町村は、医療費の適正化対策を中心とした安定化計画を作成し、実施しなければならない。計画実施の結果を踏まえ、著しく高い医療費の一定部分(基準超過費用額)について、国・都道府県が交付金を要する費用として一九〇億円の補助を行っている(兩年度だけの措置)。

### ③ 高額医療費共同事業の強化・充実

高額医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、都道府県の参画により高額医療費共同事業を強化・拡充する。一九八八・八九両年度においては、国は高額医療費共同事業の事業費その他の国保連の共同事業の費用として一〇億円を、都道府県は交付金を要する費用として一九〇億円の補助を行っている(兩年度だけの措置)。

する。高医療費市町村の指定状況は、一九八八年度一四六(一五道府県)、一九八九年度一四七(一八道府県)であり、一一六市町村が兩年度とも指定されている。

なお、八九年度分のうち北海道八六、大阪府一七、福岡県一〇などとなっている。

## ② 保険基盤安定制度の創設

低所得者に対する保険料(税)の軽減相

当額に着目した負担を、国・都道府県及び市町村が負担する。具体的には、市町村は、保険料(税)の軽減額を基礎として算定した額を一般会計から国保特別会計に繰り入れなければならないこととし、その繰り入れ金について $1/2$ を国が、 $1/4$ を都道府県が負担する。一九八八・八九両年度の繰入金総額は、それぞれ一〇〇〇億円、したがって、国が五〇〇億円、都道府県及び市町村が各二五〇億円を負担した(兩年度だけの措置)。

以上のうち②③は、法律上八八・八九両年度のみの措置とされており、一九九〇年度に見直し、所要の措置を講ずることとされている。

### (三) 一九九〇年の国保見直し

前述したように、一九九〇年には八八年改正による影響などを見たうえで、国保制度の長期安定確保策を講じることが、法律上のスケジュールになっている。このため、政府及びその関係機関は、次のような経過で見直し作業を進めた。

☆ 一九八八年七月、総理府・社会保障制度審議会を設置（制度審議員全員のほか、地方行政関係者等の臨時委員で構成）。

☆ 一九八九年八月、九〇年度の厚生省予算概算要求がまとまり、国保・老健関係は白紙要求。

☆ 同年一二月一四日、社会保障制度審議会「国保制度の長期安定確保策」を提出。

☆ 同年一二月二一日、大蔵省・財政制度審議会は「歳出の節減合理化の方策に関する報告」をまとめ、その中で国保制度の見直しなどについても提言。

☆ 同年一二月二十四日、大蔵省の九〇年度予算案（内示）で、国保制度の見直し方針を明示、同二九日政府予算案として決定。

以上の経過のうち、財政制度審議会の報告と政府の予算案について、国保制度に直接関る部分を紹介する。なお、社保制度審議会には、残念ながらこの財政審議会の報告以上的内容を具体的に示していないため、省略することとした。

☆ 財政制度審議会の報告（国保制度の見直しの部分のみ・要旨）

一九八八年度国保改正で、低所得者問題や医療費の地域格差など国保制度の構造的な問題に対し、都道府県の役割を導入し、国と地方が一体となって取組む体制が整備された。これは、国保の運営基盤の強化・負担の公平化を図るものであり、将来の医療保険の一元化という課題を検討する上でも評価すべきものであった。一九九〇年の見直しも、低所得者対策や医療費の地域格差を是正するための方策について、八八年度改正を前提として、国保制度の長期安定化に資する見直しを行なうべきである。

(四) 九〇年度政府予算案と国保

#### (一) 制度の概要

##### ① 老人の保健事業

老人保健法は、一九八三年二月に実施され、(1)健康手帳の交付、(2)健康教育、(3)健康相談、(4)健康診査、(5)医療、(6)機能訓練、(7)訪問指導、の七つを保健事業として位置づけ、これらは市町村によって実施される。

なお、八七年一月実施の法改正によつて新たに(8)老人保健施設の創設が図られた（設置運営は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生大臣の定める者。ただし都道府県知事の許可が必要）。

② 高額医療費共同事業をあと三年間継続するものとし（三年後見直し）、都道府県に対する地方財政措置一九〇億円と国庫補助一〇億円。

③ 以上の措置および加入者按分率の引き上げによる老人保健医療費拠出金の負担の軽減等に伴い、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担率を調整する（五二・三%→五〇%）ことにより、三二二億円減。

④ 低所得層に対する保険料軽減制度の拡充等については、九一年度実施を目指して検討を続ける。

## ② 費用負担

老人保健事業のうち(1)(2)(3)(4)(6)(7)の六事業については、国、都道府県、市町村がそれぞれ1／3ずつ負担する（ただし(4)の健診査については対象者から一部を徴収できる）。(5)の医療については、一部負担金（外來は一ヶ月八〇〇円、入院は一日四〇〇円、ただし低所得者の入院は二ヶ月間を限度として一日三〇〇円）を除いた費用のうち、

三〇%は公費（国二〇%、都道府県、市町村が各々五%）、七〇%は保険者の拠出金（老人医療費拠出金）による。(8)の老人保健施設については、右の医療費から入所者基本施設療養費（一人月二一万〇六六〇円）が支払われ、入所者負担の食費、おむつ代等の利用料は月五万円程度となっている。

### ③ 対象者

対象者は、老人保健事業のうち(1)(2)(3)(4)(6)(7)は四〇歳以上の者（職域等においてこれらに相当する事業の対象となる場合を除く）、(5)の医療は七十歳以上の者及び六十五歳～七十歳未満のねたきり老人等、(8)の老人保健施設は、ねたきり及び痴呆性の老人（概ね六五歳以上）である。

### ④ 見直し規定

八七年一月実施の改正法においては、附則第一四～一六条において、(1)一九九〇年一度までに保険者の拠出金の算定方法、(2)必

要があると認めるときは外来における一部負担金の額、(3)適当な時期において老人保健施設の方等について検討しなければならないとしている。

## (二) 現状と問題点

老人保健事業の現状と問題点は、およそ次の三点に集約される。

### ① 老人医療費の高騰

国民医療費に占める老人医療費の割合が拡大し、八九年度国民医療費二〇億円のうち三〇%を占めると考えられている。これは、人口の老齢化に伴い、対象者数が毎年四%程度増加するうえに、一人当たり医療費が近年では毎年五%程度伸びていることにによる。一人当たり老人医療費は、老人以外の五・三倍となっているが、これは主として受給率の高さ（入院で六・七倍、外来で二・四倍）と入院期間の長さによる。

### ② 医療費拠出金による保険料負担の増大

(1) ねたきり老人が老人病院、老人保健施設、特別養護老人ホームのいずれに入所しているかで、サービス内容も利用者負担も全く違うこと（表1参照）。

(2) 老人保健法の実施主体は市町村だが、医療機関に対する指導・監督権限は都道府県、特別養護老人ホーム等への入所措置権も町村部においては都道府県、また医療法に基づく地域医療計画策定・推進も都道府県というように、市町村の権限はきわめて部分的でしかない。

「ねたきり」なのではなく「ねかせきり」なのだという声に押されて、政府は九〇年から「ねたきりゼロ作戦」を開

こととし、八六年度八〇%、八七～八九年度九〇%、九〇年度以降一〇〇%とされた。そこで、老人加入率（図3参照）が平均よりも高い国保と日雇特例において老人医療費負担は軽減され、平均よりも低い組合健保、共済組合、政管健保が負担増となっている。

### ③ 保健、医療、福祉の総合化の困難性

老人に関する限り、予防、治療、リハビリを一体的に運営できるようとの趣旨で制定された老人保健法だが、実際面では保健、医療、福祉をめぐるタテ割行政の弊害は、なかなか克服されない。たとえば、次のような事例がそれを象徴している。

(1) ねたきり老人が老人病院、老人保健施設、特別養護老人ホームのいずれに入所しているかで、サービス内容も利用者負担も全く違うこと（表1参照）。

(2) 老人保健法の実施主体は市町村だが、医療機関に対する指導・監督権限は都道府県、特別養護老人ホーム等への入所措置権も町村部においては都道府県、また医療法に基づく地域医療計画策定・推進も都道府県というように、市町村の権限はきわめて部分的でしかない。

する。しかし、かんじんの老人保健制度がこのような問題をかかえているかぎり、その作戦は効を奏しないと思われる。

### (三) 一九九〇年の老健法見直し

八七年一月実施の改正法は、前述したように、附則で「一九九〇年度までの間に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を行ひ」とされている。このため、政府及びその関係機関は、次の経過で見直し作業を進めた。

☆ 一九八八年一〇月、老人保健審議会は、政府の見直しに当つての提言をとりまとめることとし、審議開始。

☆ 一九八九年八月、九〇年度の厚生省予算概算要求がまとまり、国保・老健関係は白紙要求。

☆ 同年一二月二一日、大蔵省・財政制度審議会は「歳出の節減合理化の方策に関する報告」をまとめ、その中で老人保健制度の見直しなどについても提言。

☆ 同年一二月一八日、老人保健審議会は「老人保健制度の見直しに関する中間意見」を建議として厚生大臣に提出。費用負担のあり方については、さらに検討を、との趣旨となつた。

☆ 同年一二月二十四日、大蔵省の九〇年度予

算案(内示)で、実質的な制度改正は先送りするとともに、加入者按分率一〇〇%移行に伴う被用者保険の拠出金負担増の緩和措置などを示し、同二九日政府予算案として決定。

以上のうち、財政制度審の報告、老健審の中間意見、及び政府予算案を紹介する。

#### A 財政制度審の報告（老健制度の見直しの部分のみ・要旨）

☆ 老人医療費が国民の過大な負担とならないよう、基本的には、適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正などを内容とする診療報酬支払方式面での対応により、医療費のムダを省くとともに、健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進める。

☆ 今後の老人医療費の費用負担のあり方にについてはわが国において社会保険方式が十分に定着し、かつ多くのメリットを有していることを評価しつつ、各保険者の負担の公平にも考慮の上、さらに検討を進める必要がある。

#### B 老健審の中間報告（要旨）

##### ① 老人保健、医療、福祉施策の基本

それは、老人の心身の機能を維持して

できるだけ社会生活に適応できるよう

すること、及び社会の側もこれを受け入れられるようにしていくことを基本とし

なければならない。

#### ② 老人保健、福祉の総合的、計画的推進

市町村が中心になり、国が基本方針を示し、かつ、財政面等での支援を行い、都道府県が調整、指導、援助、補完を行

いつ、生活圏を基盤とした保健、福祉

施策の総合的・計画的推進が不可欠である。

#### ③ 保健事業の効果的推進

医療機関の活用等受診者にとつて受けやすい健康診査の実施体制づくり、事後指導を要する者に対する健康指導、歯科保健の充実などを図るべきである。また、

身近なところで保健・医療・福祉に関する様々な相談に総合的に対応できる体制、健康についての教育・相談・生活指導を重視した保健対策が重要。

④ 要介護老人に対する在宅及び施設の取組み（要介護老人に対する取組み）医師のリーダーシップにあわせて保健婦・看護婦・理学療法士・作業療法士・ホームヘルパー等のマンパワーの充足が不可欠であり、国・地方公共団体におけるマン

#### △ 在宅ケアの推進

在宅介護支援センターをすべての市町村に計画的に普及すること、世話付き住宅の整備等住宅対策の充実、自治体の保健、医療、福祉サービスに関する住宅へ

のP.R.、訪問看護をホームヘルパー等福

祉サービスや医療機関との連携の下に、実施方法の多様化を図りながら進めるこ

と、などが必要である。

#### 〔施設ケアの充実〕

☆ 慢性疾患で療養期間が長期にわたり、病

状が比較的安定しているケースについては、現行の出来高払い方式の長所を損わない形で、定額払い方式の併用等を考えるべきであるとの意見と、医療に上限を設定することとなるので不合理であるという理由から反対であるとの意見があつたが、この問題については、別途中央社会保険医療協議会において十分に審議されることを期待する。

☆ 介護が医療の中で一体的に提供できるよう、介護機能の医療上の位置づけ及び診療報酬上の評価について、明確にする必要がある。

☆ 老人保健施設のあり方については、今後、本審議会老人保健施設部会で検討している。

⑤ 制度の長期的安定を図る方策

☆ 拠出金……一九九〇年度から加入者比率一〇〇%となることについて見直すべきとの合意は得られなかつた。

☆ 公費負担……五〇%、全額公費、段階的引き上げ、安易な引き上げ反対などの意見

があつた。

☆ 一部負担……五%程度の定率負担、受診を抑制しない程度の定額負担の両論が出された。定額方式の場合には、関係審議会の審議を経るなど適正な手続きの下に、一定水準の実質負担を行うような仕組みを検討することが適當である。長期入院については、低所得者に対する配慮を講じた上、老人保健施設、在宅療養等との負担の均衡を考慮した適切な措置を早急に講ずべきである。その際には、付添看護等の保険外負担の是正を図ることが必要。

☆ 費用負担のあり方については、さらに検討を重ねていくこととする。

#### C 九〇年度政府予算案と老健

老人保健審議会の意見書が、費用負担のあり方などについてはひき続き検討の必要があるとしたことから、老人保健法の改正は見送られることとなつた。しかし、現行法は九〇年四月から拠出金の加入者按分率九〇%～一〇〇%に引上げることとしているため、サラリーマン保険の負担増（約一二〇〇億円）に対する緩和措置として九〇〇億円の助成を講じることとした。

九〇〇億円の財源は、八九年度補正予算で措置される厚生年金国庫負担繰り延べ返済義務見合い額の一兆五〇〇〇億円

の運用益として七五〇億円、一般会計から一五〇億円を充てることとした（別掲資料参照）。

### 三、両制度改革の方向

以上に指摘したそれぞれの矛盾を抜本的に解決するには、まず次の基本視点に立つことが必要である。それは、①医療内容の適正化を追求することが、結果的に医療費を適正化する。②病苦とたたかわなければならぬ人々の生活を支えることは、国の責務である。

③制度運営は、医療の担い手側と受け手側の協議によるることを基本とする。

社会党はこのような立場から、両制度の抱える諸問題について、できるだけ“いつきよに”解決できるポイントは何かについて、次の五項目を提唱している。

#### ① 長期継続医療の公費負担制度

長期にわたり継続的な医療が必要な患者（ねたきり、難病、長期慢性疾患など「不治の病い」といわれる人々）は、医療保険制度とは切り離して、ナショナル・ミニマムの一環として国の負担を中心とした公費負担制度によって安心できるようにする。その主治医に対しても、点数出来高払いではなく、この制度の対象患者数に応じた委託料を支払う。なお、この制度への移行は、

対象疾患ごとの専門医集団と協議し、合意をみたものからすめる。

## ② 七〇歳までの退職者継続保険

老人保健法の対象となる七〇歳までの間は、現役時代に二〇年以上勤務した所の医療保険に継続加入できるようにする。退職者継続保険料は、当該事業所の平均標準報酬月額（平均賃金）に通常の料率を掛けて本人と事業所が折半するものとする。なお、老人医療費の共同負担が過大にならないよう加入者按分率をえ置き、私による不足財源の手当てのため国庫負担率を拡大する。

## ③ 保険給付率は九割一元化

政府は、健保本人の九割給付を八割に引き下げるとともに、家族（通院七割、入院八割）および国保（七割）を八割にするこより八割一元化をめざしている。しかし、社会保障をこれ以上後退させないよう九割一元化の方法をとるべきである。その前提条件として①政管健保を都道府県単位の「サラリーマン地域健保組合」として再編成すること、②市町村国保を都道府県単位で財政調整すること、③都道府県単位にサービス側（医師、病院などの団体）と利用者側・支払い側との協議の場を設けること、などが必要である。

## ④ 「薬づけ」を防ぐための施策

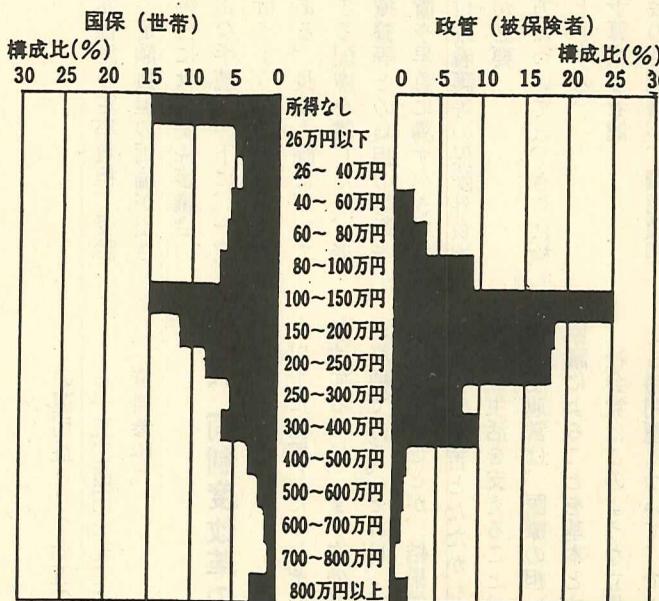
医療機関が、薬価差益による収入を上げるため医薬品の適正使用が軽視され、過剰投与・重複投与が行われる傾向を是正する。このため、①薬価調整、薬価基準の適正化、②新薬の薬価決定方法と決定プロセスの改善、③医薬分業の徹底と薬剤師による住民の薬歴管理、④希望者に対するレセプトの送付、⑤血液製剤その他主要医薬品の公的供給システムの検討、などをすすめる。

## ⑤ 地域保健医療福祉計画

都道府県が策定した地域医療計画について

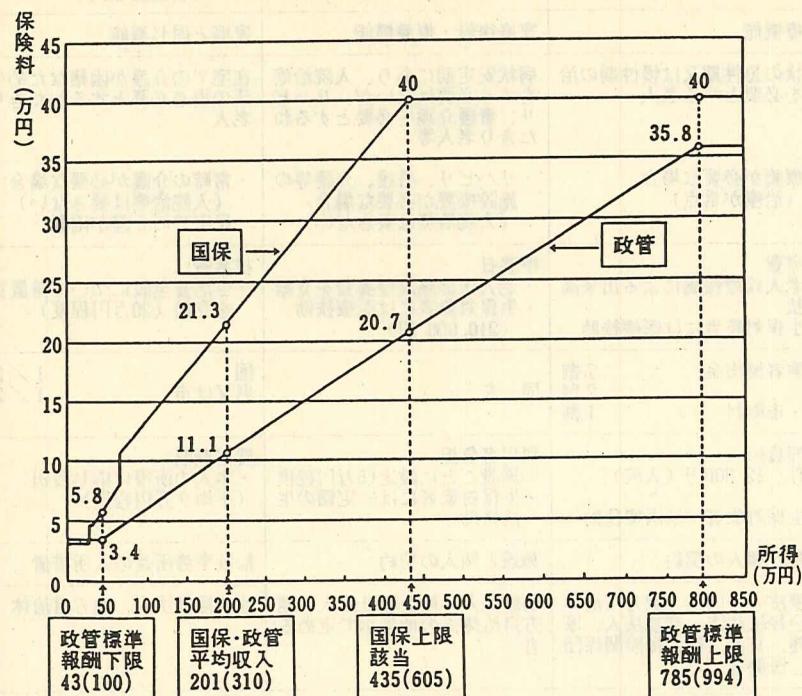
て、次の視点から見直し、保健医療福祉計画として改善を図る。①保健、医療、福祉に関する施設の整備とマン・パワーの確保に関する目標を明らかにする。②一次的な健康福祉生活圏として、小学校区を設定し、日常的に利用される公共サービスはこれを単位として整備する。③市町村も保健医療福祉計画を策定する。④国公立病院の統廃合計画を徹回し、市民参加の共同運営委員会をつくって、統廃合対象施設の保健医療福祉総合センター化など拡充・再健計画を作成する。

図1 被保険者の所得階級別分布状況



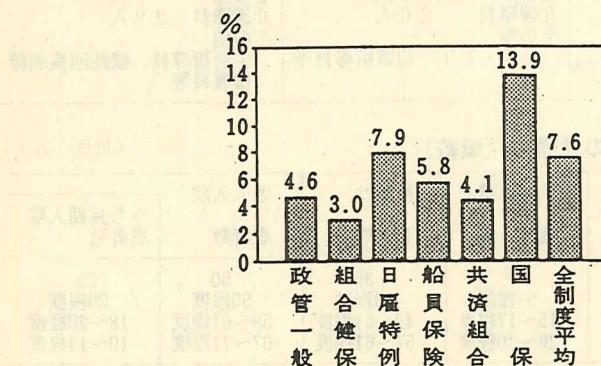
- 注) 1. 国保については、61年1月から12月までの所得。
2. 政管については、61年度末の標準報酬月額を年間所得ベースにしたもの。
3. 国保については、擬制世帯を除く。

図2 国保と政管の保険料負担の  
所得階級別比較（63年度試算ベース）



- (注) 1. 国保については給与所得世帯で、世帯人員3人のモデルで試算。  
 2. 国保税の料率は63年度の全国平均で試算。  
 3. 政管の保険料  
 標準報酬月額の4.15% + ボーナスの0.3%  
 (ボーナスは標準報酬月額の2.3ヶ月分として試算)  
 4. ( )内は収入ベース(所得+給与所得控除)の額である。

図3 医療保険制度別老人加入率  
(平成元年度)



(表1) 老人病院、老人保健施設および特別養護老人ホームの比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム	
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能	
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護介護を必要とするねたきり老人等	在宅での介護が困難なため生活の場を必要とするねたきり老人	
入院の主たる要件	・療養が必要な場合(治療が重点)	・リハビリ、看護、介護等の施設療養が必要な場合(入院治療は要さない)	・常時の介護が必要な場合(入院治療は要さない) ・居宅での介護が困難	
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による出来高 払 ・生保対象者には医療扶助	療養日 ・老人保健施設療養費を支給 ・生保対象者には医療扶助(210,600円)	措置費 ・生活費全般について措置費を支給(20万円程度)	
財源	保険者拠出金 国 県・市町村	7割 2割 1割	同左	国 県又は市 1/2 1/2
利用者負担	一部負担 ・月 12,000円(入院) ・生保対象者には医療扶助	利用者負担 ・施設ごとに設定(5万円程度) ・生保対象者には一定額の生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担(平均2万円程度)	
利用手続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	福祉事務所長の入所措置	
開設者	医療法人、団体、地方自治体 社会福祉法人、公益法人、厚生連、日赤、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体その他告示で定める者	社会福祉法人、地方自治体	
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置—許認可不要 市町村の設置—知事への届出 社会福祉法人の設置— 知事への認可	
施設	病室(1人あたり4.3m <sup>2</sup> 以上) 診療室 手術室 処置室 臨床検査室 等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室(1人あたり8m <sup>2</sup> 以上) 診療室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室(1人あたり8.25m <sup>2</sup> 以上) 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	
スタッフ 100人 当たり	(特例許可老人病院) 医師 3人 看護婦 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師等	医師 1人(常勤) 看護婦 8人 介護職員 20人 その他 OT・PT、相談指導員等	医師 1人(非常勤で可) 看護婦 3人 介護職員 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等	

## 要介護老人数等の見通し(概数)

(単位 万人)

	65歳以上人口	要介護老人数	老人保健施設	福祉サービス等	老人入院患者数	うち長期入院患者数
昭61年度('86) 平2 ('90) 7 ('95) 12 (2000)	1,300 1,400 1,700 2,000	60 70程度 85程度 100程度	— 5程度 15~17程度 26~30程度	35 40程度 49~51程度 57~61程度	50 55程度 59~61程度 67~71程度	25 25程度 18~20程度 10~14程度

注 1) 福祉サービスには、在宅福祉対策(デイ・サービス、ショートステイ、家庭奉仕員等)、特別養護老人ホーム、ヘルス事業等を含む。

2) 長期入院患者は、入院期間6か月以上の者としている。

一九九〇・三・二六

除する。

## 平成元年度補正予算修正案大綱

日本社会党

歳出

- (1) 新規計上の「芸術文化振興基金」、「農山漁村振興基金」等六基金を削除する。
- (2) 特に緊要とは考えられない新規計上経費等を削除する。
- (3) 新規計上及び大幅追加計上の出資金を削除する。

歳入

- (1) 投資的経費の削減に対応して、同額の四条公債の発行を削減する。
- (2) 経常経費の削減に対応して、同額の特例公債の発行を削減する。  
(政府関係機関補正予算の修正)  
国民金融公庫の出資金増額の予算総則規定を削除する。
- (3) 以上に関連して、予算総額の修正を行う。

### 一、修正案の提案趣旨

政府提出の平成元年度補正予算は、大幅な税の自然増収を背景に、緊縮型の当初予算の編成に背反するおそれがある大型補正を行い、平成二年度予算の先取り的とも見られる経費の計上を行っている。さらに、追加計上されている経費の中には、財政法第二十九条第一号「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」の主旨から見て適正さを欠くような経費もある。よって、(1)会計年度独立原則並びに、(2)財政法二九条の主旨に沿った修正案を提出する。

### 二、修正案の骨子—方針と内容—

(一般会計補正予算の修正)

提案者を代表して、ただいま議題となりました平成元年度一般会計補正予算及び平成元年度政府関係機関補正予算の修正案につきま

して、提案の理由及び修正の概要を御説明申しあげます。  
平成元年度補正予算につきましては、予算

## 平成元年度補正予算修正案の趣旨説明

委員会における審議を通じ明らかになりました。また、政府の税収の過小見積に起因する大幅な税の自然増収を背景に、これまで堅持してきた緊縮型財政のなし崩し的な転換を指摘しなければなりません。

すなわち、政府提出の本補正予算は、政府が当初予算編成時に掲げてきた緊縮型の予算編成方針に背反するおそれのある大型補正予算となっているばかりでなく、平成二年度予算の先取り的ともみられる経費の計上も見られるのであります。また同時に、こうした政府の財政運営は、会計年度独立原則の趣旨に照らして疑問を生じさせているほか、財政法第二十九条第一号「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」の主旨からみても適正を欠くような経費も計上されているのであります。

さらに、こうした経費は補正予算で計上が認められている義務的な経費の範囲を逸脱した政策的経費であることも指摘せざるを得ません。

我が国は、特例公債依存脱却の目標達成を目前にしているとはいえ、平成元年度末の公債残高が百六十兆円を上回る見込であり、国債費が歳出予算の二割を占めるなど極めて厳しい状況が続いているということは、政府自らが当初予算編成の前提となる財政事情の中で指摘しているところであつて、財

政改革道半ばの状況下で、これに逆行するような安易な財政放漫化は危険なしと致しません。

従つて、本補正予算につきまして、次のような考え方で修正を行うこととしております。

第一に、本補正予算では、本来補正計上になじまない新規施策である地域環境保全のための基金、芸術文化振興基金、農山漁村振興基金、中小商業活性化基金、地域産業活性化基金及び衛星放送受信対策基金の六基金の新設が予定されております。いずれも慎重な審議が必要であることから、その新設を認めないことが妥当と考えました。

第二に、基金造成のための資金の多くは、関係する政府関係機関及び政府出資法人へ一般会計からそれぞれ出資金として繰入れることとされておりますが、当該出資金の新規計上及び既設基金への大幅追加等については政策的経費であり、その財源は長期にわたって国民負担となる四条公債の増発で調達するためこれを削除することが妥当と致しました。

第三に、平成二年度の施策とされている文部省の用地購入費及び農林水産省の水田農業確立特別交付金等の新規計上につきましては、その必要性は理解できるところでありますが、会計年度独立の原則及び緊要性等から本補正ではこれを削除することが妥当と致し

ました。また、ブルトニウムの海上輸送に伴い警備救難体制強化を図るための護衛巡視船の新造等の経費につきましても、国会でないうな考え方で修正を行うこととしておりま

す。

第四に、歳出の削減の結果、歳入におきましては、出資金等の投資的経費の削減に対応して、同額の四条公債の増発を縮減するほか、経常的経費の削減につきましては、同額の特例公債の発行を削減することとし、国民負担の増加を厳に抑制することとしております。

次に、修正案の内容につきまして簡単に御説明致します。

一般会計歳出補正の修正につきまして申し上げます。

歳出の修正は以上の考え方に基づき、まず第一に、本補正予算に新規計上されている中小企業金融公庫出資金等五政府関係機関及び政府出資法人への出資金並びに追加計上の国立劇場出資金等三政府関係機関及び政府出資法人への出資金の合計一五六一億円を削除することと致します。

第二に、文化庁の用地購入費及び農林水産省の農山漁村振興緊急対策補助金等一二六六億円を削除するほか、ブルトニウムの海上輸送に伴い警備救難体制強化を図るための護衛巡視船の新造等の経費八三億円を削除し、これに対応する国庫債務負担行為の追加も削除

することと致しております。

これにより、歳出の削減額は一九一〇億円となります。

第三に、歳入でありますと、歳出の削減額は二九一〇億円のうち投資的経費とされているのが一九八三億円であり、経常的経費が九二六億円であります。従つて、政府原案において四条公債の増発は六五〇〇億円となつておりますが、これを四五一七億円に縮減するほ

か、特例公債六五〇〇億円の削減は七四一六億円の削減となるのであります。

以上の結果、修正による歳入歳出は政府原案よりいずれも二九一〇億円減額となり、修正後の補正追加額は五兆六〇六七億円、平成元年度補正後予算額は六六兆二〇九億円となります。

なお、一般会計予算補正につきあしでも所要の修

府関係機関予算補正につきあしでも所要の修  
(矢田部理・参院議員)  
申上げます。

正を致しております。

以上、修正案の概略を御説明致しました。

財政民主主義に則り、財政の放漫化を正し、健全財政を目指す必要最低限の修正であります。本修正の意図するところを十分考慮いただき、なにとぞ御賛同下さいますようお願い申上げます。

## 平成元年度一般会計補正予算（第2号）に対する修正案

平成元年度一般会計補正予算を次のように修正する。  
予算総則修正  
第1条中の

区 分	平成元年度成立予算額 (千円)	補 正 額			改平成元年度予算額 (千円)
		追 加 額 (千円)	修正減少額 (千円)	差 引 額 (千円)	
歳 入	60,414,194,091	6,547,699,745	△ 650,002,424	5,897,697,321	66,311,891,412
歳 出	60,414,194,091	6,658,182,976	△ 760,485,655	5,897,697,321	66,311,891,412

区 分	平成元年度成立予算額 (千円)	補 正 額			改平成元年度予算額 (千円)
		追 加 額 (千円)	修正減少額 (千円)	差 引 額 (千円)	
歳 入	60,414,194,091	6,349,386,007	△ 742,649,152	5,606,736,855	66,020,930,946
歳 出	60,414,194,091	6,367,222,510	△ 760,485,655	5,606,736,855	66,020,930,946

第4条第1項中「公債を発行することができる限度額「5,780,000,000 千円」を「6,430,000,000 千円」に改める」を「公債を発行することができる限度額「5,780,000,000 千円」を「6,231,686,282 千円」に改める」に修正する。  
第2項中「公債を発行することができる限度額「1,331,000,000 千円」を「681,000,000 千円」に改める」を「公債を発行することができる限度額「1,331,000,000 千円」を「588,353,272 千円」に改める」に修正する。

甲号  
歳入歳出予算初正修正  
入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
大 蔵 省	公 債 金	公 債 金	公 債 金	650,000,000 △ 650,000,000	△ 650,000,000 △ 650,000,000	0 0
		公 債 金	公 債 金	650,000,000 0	△ 650,000,000 △ 650,000,000	650,000,000 650,000,000
		公 債 金	公 債 金	6,482,516,586 △ 650,000,000	△ 650,000,000 △ 650,000,000	5,832,516,586 5,897,691,321
			歳 入 補 正 額 總 計 を	6,547,699,745 △ 650,002,424	△ 650,002,424 △ 650,000,000	5,897,691,321

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
大 蔵 省	公 債 金	公 債 金	公 債 金	451,686,262 △ 451,686,262	△ 742,646,728 △ 742,646,728	△ 290,960,466 △ 290,960,466
		公 債 金	公 債 金	451,686,262 0	△ 742,646,728 0	△ 451,686,262 △ 742,646,728
		公 債 金	公 債 金	6,284,202,848 △ 6,284,202,848	△ 742,646,728 △ 742,646,728	5,541,556,120 5,541,556,120
			歳 入 補 正 額 總 計 を	6,349,386,007 △ 6,349,386,007	△ 742,646,728 △ 742,646,728	5,606,736,855

にそれぞれ修正する。

成 所	出 管	組 機	項	補 正		額
				追 加 額 (千円)	修正 減 少 額 (千円)	
松 理 府	環 境 廳	現 境 廳	現 境 廳	11,708,572	△	157,437
	冲 繩 開 發 廳	沖 繩 開 發 廳	沖 繩 開 發 廳	11,715,597	△	366,121
大 藏 省	大 藏 府	松 理 府	松 理 府	91,730	△	38,594
	大 藏 本 省	大 藏 府	大 藏 府	157,527	△	70,844
文 部 省	文 部 省	文 部 省	文 部 省	100,410,895	△	14,669,444
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	4,000,000	△	4,000,000
農 林 水 產 省	農 林 水 產 省	農 林 水 產 省	農 林 水 產 省	885,930,186	△	591,776,600
	農 林 水 產 本 省	農 林 水 產 本 省	農 林 水 產 本 省	907,484,311	△	592,622,685
通 商 業 省	中 小 企 業 廳	農 林 水 產 廳	農 林 水 產 廳	50,009,833	△	47,173
	通 商 業 廳	農 林 水 產 廳	農 林 水 產 廳	35,000,000	△	36,786
運 輸 省	中 上 保 安 廳	農 林 水 產 廳	農 林 水 產 廳	85,047,244	△	873,215
	運 輸 廳	農 林 水 產 廳	農 林 水 產 廳	243,550,315	△	14,426,582
郵 政 省	郵 政 省	郵 政 省	郵 政 省	60,125,826	△	233,313
				1,676,502,974	△	59,892,513
				1,677,598,348	△	1,578,452,582
				98,050,392	△	98,213,078
				98,213,078	△	1,579,385,270
				16,261,121	△	33,738,879
				50,000,000	△	40,976,395
				40,976,395	△	19,028
				288,645,042	△	19,381,524
				314,875,318	△	269,283,518
				26,448,197	△	288,421,121
				26,448,197	△	288,421,121
				3,781,693	△	42,251,458
				46,033,151	△	3,782,804
				46,033,151	△	42,250,347
				76,764,165	△	70,750,407
				2,733,766	△	1,851,721
				7,243,738	△	1,880
				9,977,504	△	894,154
				580,942,995	△	9,083,350
				3,000,000	△	579,046,363
				3,049,185	△	2,970,700
				3,352,688	△	56,604
				3,352,688	△	2,932,581
				141,967	△	3,210,721
				6,658,182,976	△	5,897,697,321
				6,658,182,976	△	760,485,655
				6,658,182,976	△	5,897,697,321

所 管	組 織	項	補		正		額		
			追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	整 引 額 (千円)				
松 理 府	境 境 府 廳	現 境 府 廳	108,572	△	157,437	△	48,885		
	沖 規 開 發 府 廳	現 規 開 發 府 廳	115,597	△	366,121	△	250,524		
大 藏 省	總 理 本 藏 省	沖 規 開 發 府 廳	21,730	△	38,594	△	16,884		
	大 藏 省	總 理 本 藏 省	87,527	△	70,844	△	16,683		
文 部 省	文 化 大 化 部 省	總 理 本 藏 省	88,740	△	14,669	444	74,071	451	
厚 生 省	厚 生 本 部 省	總 理 本 藏 省	0	0	0	0	0	0	
農 林 水 產 省	農 林 水 產 本 部 省	總 理 本 藏 省	881,930,186	△	591,776,600	△	290,153,586		
		總 理 本 藏 省	903,484,311	△	592,622,685	△	310,861,626		
通 商 運 輸 業 省	中 小 企 業 廳	農 林 水 產 本 部 省	9,833	△	47,173	△	37,340		
	通 商 運 輸 業 省	農 林 水 產 本 部 省	47,244	△	36,786	△	36,786		
運 輸 省	海 上 保 安 廳	農 林 水 產 本 部 省	158,550	315	873,215	△	825,971		
	運 輸 省	農 林 水 產 本 部 省	125,826	△	233,313	△	107,487		
郵 政 省	郵 政 本 部 省	農 林 水 產 本 部 省	1,616,502	974	98,050	392	1,518,452	582	
		農 林 水 產 本 部 省	1,617,598	348	98,213	078	1,519,385	270	
通 商 運 輸 業 省	企 業 廳	農 林 水 產 本 部 省	0	△	16,261	121	16,261	121	
	通 商 運 輸 業 省	農 林 水 產 本 部 省	10,976	395	19,028	△	10,957	367	
運 輸 省	通 商 運 輸 業 省	農 林 水 產 本 部 省	208,645	042	19,381	524	189,263	518	
		農 林 水 產 本 部 省	234,815	318	26,448	197	208,427	121	
郵 政 省	郵 政 本 部 省	農 林 水 產 本 部 省	7,033	151	3,781	693	3,251	458	
		農 林 水 產 本 部 省	7,033	151	3,782	804	3,250	347	
通 商 運 輸 業 省	通 商 運 輸 業 省	農 林 水 產 本 部 省	37,764	165	6,013	758	31,750	407	
運 輸 省	運 輸 省	農 林 水 產 本 部 省	1,687	038	△	882,045	804,993		
		農 林 水 產 本 部 省	0	△	1,880	△	1,880		
郵 政 省	郵 政 本 部 省	農 林 水 產 本 部 省	1,687	038	△	894,154	792,884		
		農 林 水 產 本 部 省	572,652	529	1,896	632	570,755	897	
通 商 運 輸 業 省	通 商 運 輸 業 省	農 林 水 產 本 部 省	0	△	29,300	△	29,300		
		農 林 水 產 本 部 省	49,185	0	56,694	△	7,419		
運 輸 省	運 輸 省	農 林 水 產 本 部 省	352,688	△	141,967	△	210,721		
郵 政 省	郵 政 本 部 省	農 林 水 產 本 部 省	6,367,222	510	△	760,485	655	5,606,736	855

にそれぞれ修正する。

丁号 國庫債務負担行為補正修正  
(組織) 海上保安庁  
(財政) 航空機購入  
(財政) 大型巡視船建造 のそれらに係る部分を削除する。

## 平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）に対する修正案

平成元年度政府関係機関補正予算を次のように修正する。  
予算後期修正  
第3条を削除する。

一九九〇・三・一

### 電気通信審議会の「最終答申」に対する談話

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

一、今後のNTTのあり方について検討を続けてきた郵政省電気通信審議会は、「一」、「最終答申」をとりまとめ郵政大臣に答申した。答申は、一九九五年を目途にNTTの全国ネットワークを長距離通信部門と市内通信部門に分割し、かつ一两年以内に移動体通信業務をNTTから分離する、というものが、五年前の電電改革三法（NTT法、電気通信事業法、関連法）の国会審議、立法の経緯のなかで明確にされてきた「分割しない」という反するものであり、国民・利用者の利益をいちじるし

く損なうものである。したがって、われわれはこの答申を容認することはできない。

一、しかも、答申は、「答申に沿い改革の実施に向けての検討をただちに開始する」として政府に求めしており、また、分割した後の市内通信部門のあり方についても「当面一社とし、引き続き検討課題とする」とする

一、したがって、われわれは郵政省に対し、「五年見直し」の原点である国民・利用者に低廉、良質なサービスの充実や、公平・公正な競争条件づくりの課題に立ち返った検討のやり直しを強く要求したい。われわれは、NTTの全国ネットワークを一元的に維持し、「全国あまねく公平な電話サービスの提供」と高度情報化社会の中核を担うにふさわしい、わが国電気通信事業の発展のため電気通信事業法とNTT法の改善・改革に引き続き取り組んでいく。

## 日本電信電話株式会社法の「五年見直し」に関する

### 申し入れ

日本社会党政政策審議会

電気通信対策特別委員会委員長

武藤山治

NTT法（日本電信電話株式会社法）の「五年見直し」の検討を続けてきた郵政省は、電

気通信審議会の「最終答申」に沿って政府としての見解を三月末日までにまとめるため、大詰の作業を迎えていると聞く。

われわれ社会党は、今回の「見直し」の動向如何が到来しつつある高度情報化社会の中核を担うわが国電気通信産業とサービスの将来に重大な影響を与えるものとしてこれまで郵政省の「見直し」作業を注意深く見守ってきた。しかし、郵政省は、五年後を目途にNTTの全国ネットワークを長距離通信部門と市内通信部門に分割し、かつ、一両年以内に移動体通信業務をNTTから分離させる方針を固めつつあるという。われわれは、この郵政省の姿勢を容認することはできない。分

議を十分に尊重すること。

一 郵政省は、電気通信審議会の「最終答申」に沿ったNTTの分離・分割を結論づけるべきではなく、国会審議等を通じ、立法府の意見を十分聴取し、反映すること。

一 郵政省は、「見直し」の原点である国民・利用者に低廉、良質なサービスの充実や公平・公正な競争条件づくりの課題に立ち返った検討のやり直しをすること。

一 郵政省は、以上の諸点を踏まえ、三月末日までにNTT法付則第二条の「見直し」の今後の取り扱いを国会に報告すること。

一 郵政省は、五年見直しの検討のやり直しを強く申し入れるものである。

一 一九九〇年三月二二日

郵政大臣

深谷隆司 殿

離・分割を許すことになれば、国民・利用者にとつても、電気通信産業にとつても、こうむる損失は重大で深刻なものになる。すでに、NTT株の大幅下落に端的に表われているとおりNTTとわが国電気通信の将来に対する不案は日増しに増大している。

じたがつて、われわれ社会党は郵政省に対し、拙速に分離・分割を結論づけるべきではなく、以下の諸点に立ち返つて「五年見直し」の検討のやり直しを強く申し入れるものである。

### 記

一 郵政省は、NTT法、電気通信事業法等の立法の経緯や、NTTを「分割することはない」とする趣旨の答弁など、国会審



# 国民のための電気通信新秩序を目指す われわれの基本姿勢

—NTT分割案批判と改革への今後の取組み—

## 日本社会党政策審議会 電気通信対策特別委員会

### 一、NTT法「見直し」に対する基本的考え方 —「NTTの一元的ネットワーク」の前提が不可欠—

差のは正、単位料金区域の拡大・均衡化、隣接区域（近々格差）のは正問題をはじめ、到来しつつある高度情報化社会の中核を担うわが国電気通信の課題が、数多く提起されてい

る。

(1) 電気通信分野に市場競争を導入し、NTTを株式会社に移行させてから五年が経過する。この間わが国電気通信事業の市場は、第一種事業五二社（うち国際通信三社）、第二種事業に七五八社（うち国際VANは一五社）が競争に参入し、いま新しい競争の時代を迎えている。国民・利用者にとって最も関心の強い国内電話料金、国際電話料金についてともに数回の料金値下げが実施されるなど、改革の成果として評価すべき点も着実に増えてきている。

(2) 他方、市外料金の引き下げによる遠近格

たい意向を表明するようである。NTTを民営化に移行させて以来の最大の政策課題としてきた電気通信事業における「公正有効競争」条件の整備を進めるため、NTTを分離・分割し、規制を強化する以外他に方途はないというのである。

(5) われわれ社会党は、電気通信が他の産業と違つて全国に張り巡らされたネットワークのもとで、「あまねく公平な電話サービスの提供」が義務付けられていること、良質・確実なサービスを維持していくなければならないことなどを考え合わせると、市場競争下にあって公益性を持ち、良質なサービスの提供と企業の社会的責任を發揮し得る強力なりーディング・カンパニーの存在が必要不可欠であると考えている。その意味から国民共有の財産として形成、発展してきたNTTによる全国一元的ネットワークに優る存在はない。電気通信の市場競争におけるNTTの存在を即独占の弊害とするのではなく、競争によるデメリットを除去する上でNTTの存在が果たしている重要な役割を、われわれは強調しておきたい。

(6) したがつて、「見直し」の最大の課題はNTTの一元的ネットワークのメリットを引き出し、デメリットを除去していくための有効な政策調整の推進にある。以上の基本的考え方にして、郵政省はこの三〇日にも「五年見直しの最終結論」としてNTTを「分割し

判し、われわれ社会党の考える今後の電気通信事業・NTTの在り方についての基本姿勢を明らかにしておきたい。

## 二 「NTT分割案」に対する批判

### 一 分割に「大義」はない

(1) NTT法付則二条に基づいて「五年以内に、会社の在り方に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことにに対する郵政省の意図は、「NTTを分離・分割したい」というものである。その骨子は、第一段として一両年以内に移動体通信業務をNTTから分離させ、第二段として一九九五年を目途にNTTを長距離通信株式会社と市内通信株式会社の二社に分割し、第三段として市内通信株式会社をさらに複数の会社に再分割する、というものである。この郵政省の「結論」は、そこに到達する方法・手順、その内容のいずれの面でも決定的な間違いを犯し、最悪の選択をしていると批判せざるを得ない。

(2) NTT「五年見直し」の作業にあたつて最も重視されるべき点は、NTT法、電気通信事業法等の立法の経緯や、NTTを「分割することはしない」とする趣旨の郵政大臣答弁など、国会審議の経過を十分に尊重にするにあつた。このことは今回の「見直し」がNTT分割を狙っていた先の臨調行革路線と明確に決別して始められるべきであつたに

もかかわらず、この点を見誤り、臨調行革路線を復活させた郵政省の責任は重大である。しかも、郵政省は「見直し」作業にあつて立法府（国会審議）との意見交換を最後まで意図的に避けてきたばかりか、立法府に対する「最終結論」の報告を行おうとしていない。こうした姿勢は許されるべきではない。

(3) NTTを「分割したい」という郵政省の「最終結論」には、いくつもの重要な問題点がある。その第一は、郵政省の「見直し」作業がまず「分割ありき」から出発していること

にある。郵政省によれば、わが国最大の企業規模を誇るNTTはその巨大性なるが故に経営の効率化には限界があり、公正競争を損ない、引いては国民・利用者に企業収益が十分に還元されていない、ということになる。したがつて、電気通信全体に「完全な市場競争の状態」をつくる必要があり、このためNTTの全国一元的ネットワークを分割・再編しながら、他方で新規参入事業者を育成強化していくという。つまり、電気通信市場が活性化していない要因を「NTTの巨大性・独占性から生ずる市場の特異な構造」に求めているが、五年前の電気通信・NTTの大改革はこれらの事態を確認の上で行つてきたものである。したがつて、そこに分割の理由を求めていることはまったく納得できない。

(4) 市場競争に万能性を求める郵政省の見解は、NTTを際限なく分割しなければならない。現に郵政省は、分割を実現したとしているのである。手段であつたはずの競争が、いまや目的に変えられてきている。五年前の電気通信・NTTの大改革の際に分割に反対のスタンスを取つてきた郵政省が、いま何故に分割論に変わつたのか奇異に思えてならない。

(5) 第二は、電気通信事業・NTTの現状の問題点の全ての要因をNTTの巨大性からくる非効率性に求め、分割案を引き出している点である。NTTは「全国あまねく公平なサービス」の提供を義務付けられており、また、全国一元的ネットワークによって災害など緊急時の通信確保、通信主権の確保、産業経済・生活への寄与など果たしている社会的責任は重要、かつ大きい。これらをことさら軽視し、さらには労使関係に関わる問題を取り上げ、NTTを非効率のモノサシのみによつて分析していることは誤りである。

(6) 第三は、NTTの市内・市外電話収入状況について、「市内を赤字」とするNTTの見解に対し、郵政省は一方的に「市内外とも黒字」とする結論を下して分割案をつくつてい

る、という問題である。しかも、分割後の長

距離通信会社、市内通信会社ともに膨大な経常利益をあげられるとしている点は、独断このうえない結論というはかない。

(7) 第四は、国民・利用者にとって最大の関心事である「あまねく公平な電話サービスの提供」や「低廉で良質なサービスの実現」の問題があまりにも軽視されてきている点である。例えば、NTTが分割されると、料金・サービスの地域格差、市内電話料金の大幅値上げ、インフラストラクチャ整備の不均衡、

災害時の通信確保、研究開発の後退、国際競争力の弱体化と通信主権の侵害、株主の損害——など即刻、心配される問題に応えていな

### 三 国民のための電気通信秩序づくりへの基本姿勢

#### —市場と政策調整による活性化—

(1) NTTの全国ネットワークの維持と高度化。

- 1 全国あらゆる地点間をエンド・ツー・エンドで結ぶネットワークを維持する。
- 2 ネットワークのデジタル化、高速・広帯域化を促進する。
- 3 ネットワークの設備・運用の安全性、信頼性を高め、障害・福祉対策等に取り組む。

4 研究開発体制を維持・発展させる。

(2) 電気通信市場と政策調整における四つの公正を推進

- 1 市場競争のメリットを引き出す公正な競争条件をつくる。規制緩和を推進するとともに、NTTの公益性を發揮するための条件整備を図る。

- 2 電気通信行政・政策の公正・透明さの推進。電気通信行政の一元化と郵政省、大蔵省、公正取引委員会等の役割分担を明確にする。他方、NTTの公益性、社会的責任を自主的に推進する。

- 3 経済活動の成果の公正な配分の確立。

- 4 國際的公正さの推進。技術研究開発やネットワーク接続標準化等の国際協調に取り組む。通信主権を確立する。

- 5 単位料金区域の拡大・均衡化を図る。現行三分一〇円でかけられる区域（単位料金区域＝現在五六七）の統合、拡大を進めること。

- 6 隣接区域の格差（近々格差の是正）。市内料金区域に隣接する単位料金区域の全てを市内料金区域と同一の料金にするグループ料金制度の実現をめざす。

- 7 情報通信基本法の制定と関係法体系の整備。

- 8 高度情報化社会と健全な発展のため、電気通信・情報化関連行政の一元化にむけて行政機関の抜本的改革を進める。

- 9 情報通信基本法の制定に取り組む。電気通信・情報化に関する法律を点検し、法律改正や運用の改善に取り組む。

- 10 ISDNの実用化や技術の進展を活用して、情報量の送受信にもとづく全国同一料金とニューメディア料金体系の実現をめざす。

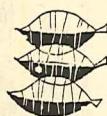
- 11 TELの実用化や技術の進展を活用して、情報量の送受信にもとづく全国同一料金とニューメディア料金体系の実現をめざす。

- 12 時間と距離を基本とする現行電話料金のもとで「あまねく公平な電話サービスの提供」の改善を図る。

- 13 当面、市内・市外の料金格差を一対二〇程度に引き下げ、さらに一対五程度に縮小していく。

- 14 将来、市外料金はすべて同一料金にす

る。



## 借地・借家法改正に関する見解

### 日本社会党法務部会

1 法務省は、一九八九年三月、「借地法・借家法改正要綱試案」を発表し、一九九〇年一二月からの通常国会には借地法及び借家法の改正案を提出する予定だと伝えられている。

法務省は、法制審議会民法部会で一九八五年一〇月から借地法及び借家法の改正について審議を開始し、一九八五年一一月には「借地法・借家法改正に関する問題点」をとりまとめて、その「説明」とともに公表しているが、法務省は、今回の試案は、「今後の借地・借家関係における当事者の公平、適切な権利義務関係の在り方を中心におき、借地・借家法の見直しを行う」との立場から、「各界」からのこれに対する意見を参考に法制審議会民法部会で討議した結果であると説明している。

2 しかし、本試案は、例えば、①借地契約の解約の申入れまたは更新の拒絶に当つて要求される正当事由の有無について、「土地の利用状況」「土地の存する地域の状況その他の一切の事情」を考慮したり、「土地所有者が明け渡しに当たり借地権者に支払うものとして申し出た金銭その他の財産的給付の提供をも考慮すること」ができるものとするなどとしている。

3 借地法及び借家法の改正に当つて、まことに見えていた。

他一切の事情」を考慮したり、「土地所有者が明け渡しに当たり借地権者に支払うものとして申し出た金銭その他の財産的給付の提供をも考慮することができるものとする」などとしていること、②同じく借家契約の解約の申入れまたは更新の拒絶に当つて要求される正当事由の有無について、「建物の利用状況」「建物の存する地域の状況その他一切の事情」を考慮したり、「賃貸人が明け渡しに当たり賃借人に支払うものとして申し出た金銭その他の財産的給付の提供をも考慮すること」ができるものとするなどとしている。

4 そもそも、法務省が「借地法・借家法改正に関する問題点」を発表したときは、悪質な業者による地上げ等が横行しはじめていたときであり、これらの業者によつて、あたかも近々借地法・借家法が根本的に借地人・借家人に不利に改正され、借地権・借家権が一挙に弱い権利となるかのごとく宣伝がなされ、多くの借地人・借家人が不安に陥られたことを忘れてはならない。今必要なのは、借地人・借家人の権利の擁護、

借地権・借家権の近代化、国民の立場に立った都市計画のルール作りであつて、開発業者などのみを利用する改正作業は直ちに中止し、国民の立場に立つた議論のやり直しをすべきである。

## 開かれた政府を求めて

—情報公開法案の制定を—

### 日本社会党情報公開制度対策特別委員会

#### 内外の責務に応えるための重要な課題

世界政治・国際経済の枠組みのドラスティックな再編を目のあたりにしている今日、この激動期における国際社会の安定的発展に果たすべきわが国の経済的・政治的役割が極めて重要なものとなっています。ところが、この

は総選挙後においても連合参議院の呼びかけに応えて共同作業をさらに進めるに同意しました。わが党は情報公開制度に関する以下のようないくつかの基本的位置付けの下に、この共同作業に今後とも邁進する決意です。

#### 「知る権利」確立の世界的潮流

この行政情報公開制度は、単に企業などの利益集団や政治的諸団体が情報を得るのみでなく、国土開発やハイテク生産技術による新たな環境破壊、流通・消費のプロセスでの財産や健康被害、医療被害など、今日、行政の様々な政策決定によってインパクトを受けている国民一人一人が、この行政情報受信システムをテコとして、その政策に関する説明を行政に求める権利を拡大するものです。

このような情報公開制度による国民の「知る権利」の確立の波は、七〇年代から八〇年代にかけて、世界先進諸国の潮流となりつづけに応じて、公明党、民社党、社民連の各党会派とともに、昨年の参議院選挙後の新しい政治状況を踏まえた情報公開法の共同提案を目指して合同会議を重ね、さらに、わが党

#### 情報公開法による

##### 政治改革と主体的政治参加

他方、わが国においてはロッキード事件を契機として野党各党がこそつて情報公開法案を提出したことにより象徴されるように、政治改革、政治净化の有力な手段として情報公開法の役割が期待されています。しかし、およそ一〇年を経た今日に至つても政府は情報公開制度の具体的な施策を示していません。そして、リクルート事件を契機とする根深い政治不信があまねく国民に広がっている現在の状況は、まさしく民主主義政治の危機といわざるをえません。このような政治の腐敗防止と

あり、いまや北欧四ヶ国をはじめ、米国、カナダなど北米、オランダ、フランスなどヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランドなど太平洋諸国にまで拡大しています。さらに、西欧二二カ国で組織されている欧州評議会は、八一年に加盟各國政府に対して情報公開制度八原則を明らかにし、同制度の確立を勧告しました。そして、わが国が批准した「国際人権B規約」は、その一九条で「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、……あらゆる種類の情報及び考えを求める、受け及び伝える自由を含む」として、「知る権利」を明確にうたいあげているのです。

信頼性の回復のために、情報公開法制定が政治改革の重要な課題として改めて浮かび上がっているのです。

世界の民主主義と人権の基本的要素となりつつある「知る権利」とそれを具体化する情報公開制度は、国民の政治からの疎遠、行政権限の肥大化による政治への不信や政治腐敗を食い止め、国民が行政の政策立案・決定過程を監視し、さらに積極的な政治参加を促進するものです。そして、それはまた同時に、国民の行政に対する主体的な情報発信を促し、政府の諸施策への真の理解と合意形成をもたらすものもあるのです。行政情報公開法制度は、このように個人が国民的規模で「知る権利」を活用することによって、行政に対する国民の信頼を強化し、その効率性を増大させる手段となることをも期待されているといえましょう。

ドライバティックな経済的・政治的再編が不可避となつてゐる末踏の一世纪を目前にして、わが国の確固とした進路を定め、果すべき国際的責務を全うするためにも、今こそ政治不信を開き、国民の参加を通じた政治に対する信頼と合意の回復こそが急務です。

## 高度情報化社会における

### 開放型ネットワーク社会の構築

わが国が迎えようとしているこの未曾有の

高度情報化社会においては、氾濫する大量情報を国民一人一人が自律的・主体的に受信・加工・発信し、人間の自己実現、創造的能力の自己開発、高齢者の労働領域の拡大や女性の社会進出、ノーマライゼーションの定着など、高度情報化の多彩なメリットを享受することが期待されています。それは同時に、重厚長大産業を中心とした経済成長における各種の生産要素の希少化、資源・エネルギー制約などによる制約を打破して、情報・通信関連産業を軸とした日本経済の複合的・重層的な発展経路を切り開く社会でもあるのです。

しかし、この過程における対応を一步誤れば、行政や企業による情報独占や情報操作をもたらす閉鎖型情報管理社会が出現したり、多くの国民が情報洪水現象の中で自己を見失つて情報への埋没や情報疎外に陥る危険性が指摘されています。国民が自律的な情報の受信・発信主体となつて高度情報化社会の「光」を十分に活用することができる開放型情報ネットワーク社会を樹立するためには、高度情報化社会にまつわるこれらの「影」を制御する情報コントロール権の確立が不可欠なのです。それは生産・収集・保有・加工・流通・消費といった情報の受信・発信の流れを可能な限り国民に開放し、この情報生産・流通過程への国民の主体的参加を促進するもので

このように情報公開制度は、個人情報の収集・利用を制限するプライバシー保護制度や情報化に対応する人間形成のための教育システムなどとともに、この高度情報化のマイナス・インパクトを制御する情報コントロール制度の重要な柱なのです。それはまた開放型情報ネットワークの形成を通じて行政や企業活動の信頼性と効率性を向上し、高度情報化社会の一層の発展をもたらすものにほかなりません。

## 情報公開法制定に向けた国民的結集を

ソ連・東欧圏における多大な犠牲をともないながらの政治・経済改革は、政党や政府による情報独占、单一イデオロギーによる情報操作や稚拙な扇動が、いかに一党独裁や官僚専制の基盤を支え、国民の主体的エネルギーを衰退させ、ダイナミックな経済社会の発展を阻害するものであるかを如実に示しているといつても過言ではありません。東欧の経済改革は、単なる多党制の樹立を乗り越え、東欧国民一人一人が政治・経済・社会生活において情報の受信・発信主体となるような社会構造の根本的な民主改革へと突き進まずには達成が困難であることが指摘されています。わが党は、洋の東西を問わず示されているこの情報化の進展と経済社会再編の相互関係の重要性を噛みしめ、さらにわが国の経済社

会の激動と民主政治の潜在的な危機を見据え、この流動的な内外情勢において、経済・社会のドラマティックな再編成を積極的に進めるための諸制度の一環として、情報公開法の制定に向けたあらゆる努力を払う決意です。

いま、情報の不当操作や秘匿による陳腐な行政権限の行使に固執する行政とそれに癒着した金権政治の改革によつて民主政治の再生を実現するために、わが党は、昨年の参議院選挙後の国会における新しい政治状況を踏まえ、野党各党とともに情報公開法制度確立のための政党・会派の垣根を超えた共通の努力を積み重ね、連合参議院の呼びかけに応え、総選挙後のさらに共同作業を継続することにも同意しています。わが党は、既に八五年に提出した情報公開法をその後の社会情勢の進展等に沿つて見直し、現時点では大要以下のような情報公開法に関する考え方につけて、新たな政治情勢を踏まえた情報公開法を制定するための一層の努力を傾ける決意をここに表明します。

第一に、この法律は国民の「知る権利」を保障し、行政の民主的な運営を確保することを目的とします。

第二に、何人も、国の行政機関の長に対し、情報の公開を請求することができるることとします。

第三に、行政機関は、情報の公開請求権が十

分に保障されるように、資料の保管・検索のための体制の確立、保有情報の積極的な提供に努力しなければなりません。

第四に、防衛、外交情報や個人や法人に関する情報など特定の情報は、それぞれ一定の条件を満たすものについて公開しないことができるようにします。

第五に、情報の公開は、資料の閲覧、視聴又は写しの交付によつて行うこととします。

第六に、行政機関の長は、保有する情報について情報リストを作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

一九九〇・三・四

## 日米首脳会談について（書記長談話）

一、ブッシュ米大統領の緊急の呼び出しにより、海部首相は国会で野党の質問を聞くとともにせず、拙速に日米首脳会談に臨んだが、我々が心配していたように、会談では何の準備もないまま、米側の一方的な要求を精査することなく受け入れ、日本として主張すべきことを主張せず、国際的な公正な競争の観点からも問題となるスープー三〇一条に関する三品目の輸入や日本の経済構造

第七に、情報の非公開に関する処分等についての不服申立てを取り扱う情報公開不服審査会を設置し、不服審査の手続きにおいて、行政機関の長は、処分に係る資料を審査会に対して開示しなければならないこととします。

第八に、情報の公開に関する重要事項を調査審議するための情報公開審議会を設置することとします。

第九に、地方公共団体は、この法律に定める措置に留意しつつ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

改革について新たな「対米公約」をするなど全く主体性のない外交を展開した。

一、米側が日米構造協議で指摘している問題は、社会資本の充実をはじめ、本来日本自らが取り組むべき課題であり、今回の会談でそのツケがまわってきたものといえるが、海部首相が双子の赤字などについての米側の責任について言及しないことは奇異な感じがする。日米関係で重要なことは「イ

エス」は「イエス」、「ノー」は「ノー」という明確な立場で臨むべきである。また、首脳会談でブッシュ大統領が、日本の経済構造の改革を強く要求したことは、中間選挙を控えた米議会の圧力があるとはいえば、均衡の是正が日米関係の最大の懸案であることを示しているが、こうした経済の不均衡は日米両国の競争力の差にその根本原因があり、市場開放で日本の貿易黒字が解消されるものではない。日本は社会資本の整備をはかりながら、労働時間の短縮や地価の引き下げ、内外価格差の是正、独禁法の運用強化など生活者重視の政策を積極的に実施し、貿易構造の転換と経済構造の改革をはかるべきであるが、党内のリーダーシップのない海部首相にこうした改革の実施は期待できない。

一、世界は冷戦構造が終結し軍縮、デタントの新時代にある。こうした情勢のなかで、日米両国は友好関係を維持しながら世界とりわけアジア、太平洋地域の軍縮、デタンクトの促進のために全力をあげなくてはならない。しかるに海部首相は、米側の在日米軍の兵力削減を単に「理解する」とのみ答え、削減を支持しないばかりか、在日米軍経済負担を積極的に受け入れ軍縮、デタンクトに逆行する態度をとっている。こうした

海部首相の態度は平和を望む日本国民とア

ジア入民の厳しい批判をうけることは必至であり極めて遺憾である。日米間のグローバル・パートナーシップは必要であるが、それが戦略援助のような形で日本が軍事負担を受けもつようなものになつてはならない。

一、わが党は、特別国会において今回の日米会談における日本側の対応について国会で

一九九〇・三・一六

ジア入民の厳しい批判をうけるとともに、東西協調の新時代の中で、日米関係を重視し、経済摩擦の解消のために積極的にとり組むとともに、米国と経済問題や日米安保について率直に意見交換し平和な日米関係の構築のために努力する決意である。

以上

## 一九九〇年度畜産物価格並びに 政策確立に関する申し入れ

一九九一年四月に予定される牛肉輸入割当制度の廃止（輸入自由化）や、政府・乳業メーカーによる牛乳・乳製品「過剰」宣伝など、わが国の畜産は極めて厳しい環境に置かれている。

畜産農家は、基盤整備や設備投資のために膨大な借金を強いられており、畜産物政策価格の抑制や輸入の増大、計画生産の実施により当初予期したような収入が得られない結果として、多額の固定負債を抱えて苦しんでいる。

需要には国内産を中心に対応していくことを基本として将来展望を切り開くとともに、輸入畜産物の国内生産に与える影響の緩和と輸入の抑制、畜産農家の負債軽減対策の実施などにより、安定した国内生産体制を確立することである。

以上のようない観点に立ち、一九九〇年度畜産物政策価格等の決定に当たり、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

記

## 一、一九九〇年度畜産物政策価格について

- 1 加工原料乳保証価格は、「生活費・所得補償方式」で算定し、生産者の所得と再生産を保障するため、その引き上げをはかること。その際、生産性向上メリットの生産者への還元、ヘルパー費用の盛り込みなど、算定要素の改善を行うこと。加工原料乳の限度数量は、二五〇万トン以上とし、合わせて牛乳・乳製品の消費拡大策を講ずること。
- 2 牛肉、豚肉の安定価格は、「生産費・所得補償方式」で算定し、生産者の所得と再生産を補償するため、その引き上げをはかること。
- 3 肉用子牛の保証基準価格は、「生産費・所得補償方式」で算定し、繁殖農家の経営の安定に資する価格とすること。
- 4 畜産農家の固定化負債を解消し経営を改善するため、政府資金の返済猶予、元金優先返済、超長期・低利の借換え融資制度の創設等を行うとともに、農林水産省に負債対策室等の窓口を設置して積極的な対応をはかること。
- 5 肉用子牛価格の安定をはかるため、肉専用雌牛資源の拡大（自家保留、購入および一産取りなど）を促進すること。
- 6 子取り用雌豚の適正頭数維持による計画生産を実施し、ヤミ増頭に対する行政指導を行うとともに、需給実勢に応じて機敏な調整保管を実施するなど価格安定対策を強化すること。
- 7 還元加工乳の製造販売をやめさせ、成分無調整の牛乳の普及を行うとともに、高品質生乳確保のため、固体乳質検査や飼育牛再編などの対策を強化すること。また、生

通し」において大量の乳製品輸入が計画されるなど、輸入拡大の方針が出されたことは極めて遺憾である。これらの方針を改め、国内産を基本とする牛乳・乳製品の需給計画を策定すること。また、乳製品について国による一元輸入体制を堅持するとともに、ココア調整品等の偽装乳製品の輸入規制を強化すること。

3 豚肉の差額関税制度の厳正な運用を行うこと。

4 畜産農家の固定化負債を解消し経営を改善するため、政府資金の返済猶予、元金優先返済、超長期・低利の借換え融資制度の創設等を行うとともに、農林水産省に負債対策室等の窓口を設置して積極的な対応をはかること。

5 肉用子牛価格の安定をはかるため、肉専用雌牛資源の拡大（自家保留、購入および一産取りなど）を促進すること。

6 子取り用雌豚の適正頭数維持による計画生産を実施し、ヤミ増頭に対する行政指導を行うとともに、需給実勢に応じて機敏な調整保管を実施するなど価格安定対策を強化すること。

7 還元加工乳の製造販売をやめさせ、成分無調整の牛乳の普及を行うとともに、高品質生乳確保のため、固体乳質検査や飼育牛再編などの対策を強化すること。また、生

一九九〇年三月一六日

日本社会党中央本部

中央執行委員長 土井たか子  
農林水産局長 竹内猛  
農林水産部会長 田中恒利  
畜産対策委員長 串原義直

農林水産大臣

山本富雄殿



産者のコスト引き下げの努力が消費者価格に反映するよう、牛肉、豚肉の流通制度を改善すること。

8 承認工場制の改善による自家配合、地域配合の普及、エサ米生産など飼料自給化への助成を行うこと。

9 消費者が安心して購入できるよう輸入畜産物に対する厳重な検査体制を確立すること。

一九九〇年三月一六日

## 一九九〇年度蚕糸価格並びに 政策確立に関する申し入れ

蚕糸生産者は繭糸価格安定制度の下で、生

糸・絹の需給改善と蚕糸砂糖類価格安定事業団の在庫生糸の軽減を図るため、一九八一年度以来、繭の生産調整、繭糸安定価格の大幅引き下げ等の苦難に耐え、経営改善と絹の需要増進に最善の努力を傾注してきた。

この結果、生糸、絹の需要は増加傾向に転じ、蚕糸砂糖類価格安定事業団の在庫は減少し、繭・生糸の生産増強が要望される現状に至っている。

げること。

三、蚕糸業の生産基盤を拡充強化し、増産計画に転換するなどして早急に振興をはかること。

一九九〇・三・一六

農林水産大臣  
山本富雄 殿

日本社会党中央本部  
中央執行委員長 土井 たか子  
農林水産局長 竹内  
農林水産部会長 田中 恒  
蚕糸対策委員長 村沢 利猛

## 農業者年金制度の充実に関する申し入れ

したがって、蚕糸生産者の一層の努力と合わせて、蚕糸生産者が安心して繭・生糸の生産増強に従事できる環境を整備するため、政府は以下の項目の実現をはかるべきである。

記

農業者年金は、「農業者にも厚生年金並みの老後保障を」という理念から出発したが、現在の農業の実情により厳しい現実に立たされてしまい、存立さえ危うい状況にある。政府が、

記

わが国農業の現状をふまえ、農業者年金制度の抜本的な改革を行おうとしていることは評議できるが、農業者の老後の生活安定のため

二、繭糸安定価格を再生産可能な水準まで回復させることとし、これを大幅に引き上げること。

一、繭糸価格安定制度（生糸一元輸入制度を含む）を堅持し、生糸価格の安定をはかること。

一、日本農業の将来展望・農業者の老後の生活安定、農業後継者の確保の観点から、農業者年金制度の充実のため、国庫補助の大額な増額をはかること。

二、給付水準を引き上げること。

三、農業者年金に遺族年金を導入すること。

一九九〇年三月一六日

農林水産大臣  
土井たか子

農林水産部会長  
田中恒利

農林・農業者年金対策委員長  
野坂浩賢

農林水産大臣  
山本富雄

農林水産部会長  
竹内猛



## 原子力船「むつ」に関する申し入れ

原子力船「むつ」の出力上昇試験が開始されようとしています。しかし次に述べるようには、これは危険であるばかりでなく、かりに試験 자체は事故をまぬがれたとしても、なんら積極的な意味を持ちえない運命にあります。従って、この試験は中止し、汚れないうちに博物館に移行することを要請します。

### 記

一、「むつ」の原子炉は、政府も欠陥炉と認めた関西電力美浜一号炉と時を同じくして、一九六六年から六七年にかけて、三菱により基本設計がなされたものである。しかも美浜の場合はウェスチングハウス社の技術を買い活用しているが、「むつ」の場合は、舶用炉技術が原子力潜水艦に直結しているという理由で、同社の技術を買い受けることができず、少しも経験のない三菱が手さぐりの中で設計・建造したものであり、それだけに美浜一号炉よりもさらに重大な欠陥を持っている可能性が大きい。

二、スリーマイルアイランド事故でECCS

(非常用炉心冷却系)等の欠陥が明らかとなつたが、部分的な手直しができただけで、既に出来上がっているものを十分に改造することは不可能であった。従ってECCS等の重要な安全装置が致命的な欠陥を持っている上に、安全上隨所に不可欠な「多重防御」のシステムが確立されていないままである。

三、二四年も昔に設計された炉を、むりやり試運転してみたところで、運良く無事故であったとしても、それから得られるデメリットにはなんの意味もない。しかも世界的にも、かつて一時期みられたような原子力船に対するバラ色の夢はすっかり破れ去り、平和目的船の建造計画は皆無となつている。

四、出力上昇試験や実験航海によって、なくもがなの危険を犯すばかりでなく、貴重な国税の浪費をさらに積み重ねるのは、許しがたいことである。関係者のメンツのためには、かえつて恥の上塗りになるようなことは、決してあつてはならない。

五、出力上昇試験をしてしまえば、核分裂生成物やブルトニウムが発生するため、廃船処分もそれだけ危険で手がかかり、ますます高い無駄な出費を要することとなる。

一九九〇・三・三〇

以上の理由により、出力上昇試験には入らぬまま、きつぱりと廃船処分にして、博物館にすることを強く申し入れます。

成物やブルトニウムが発生するため、廃船処分もそれだけ危険で手がかかり、ますます高い無駄な出費を要することとなる。

## 地方税法改正案に対する

### 修正案可決に当たつて（談話）

日本社会党・護憲共同参議院国会対策委員長

野田哲

一九九〇年三月二七日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

内閣総理大臣

海部俊樹殿

科学技術庁長官  
大島友治殿

一、政府提出の地方税法改正案は、いわゆる日切れではない部分が含まれている。「特別地方消費税の改正」がそれにあたる。

また、本院においては、昨年の臨時国会で消費税廃止・税制再改革関連九法案を可決し、消費税廃止は院議となつていて。地方税法改正案のなかの「特別地方消費税」は消費税廃止の院議と異なるものであり、本院が削除修正したことは当然である。

一、政府自民党は、今回の特別地方消費税の改正を減税と強調するが、元々、自治体の自主財源を取り上げて大増税したのが消費税であり、特別地方消費税はその消費税導入によつて誕生したものである。我々は、「地方消費税」の減税をはるかに上回る、消費税廃止という大減税を用意している。消費税の廃止は、事業者にとつても事務負担等の軽減になることは明らかである。また、

自治体財政、地方財政の安定のためにも消費税廃止と税制の再改革こそ必要である。

したがつて、減税案を野党が潰したなどといふ批判を自民党が行おうとするのなら、的外れといわなければならない。

一、国会は変わつたのであり、横車を押そうとしてもそれはできない」という現実を政府・自民党は十分に踏まえるべきである。

我々は、今後も国会の機能の充実、議論の活性化と国民生活重視の視点からのチエックを重視した国会活動を開く。

同時に、消費税の廃止に全力を挙げ、地方財政の拡充、消費者・事業者の負担軽減の実現を目指す。

## 新過疎法制定に関する方針

日本社会党政策審議会  
地域振興対策特別委員会

六五%に達し、逆に六五歳以上人口の増加率は五八%に至っている。

したがつて、新過疎法の指定基準等については以下を基本とする。

- (一) 指定基準については、合理的かつ客観的な数値とし、過去の人口減少率・財政力指数に加えて、高齢者・若年者の比率を勘案したものとする。

(二) 指定団体は、卒業・新入団体、追加指

定予測団体を含め、現対象団体数の水準程度を維持する。

(三) 指定基準については、四拾五入を適切に行う等、配慮する。

(四) 最近の国調動向に照らし、卒業団体が出ることは当然としても、卒業団体については経過措置団体として、経過期間における過疎債の発行を認めるとともに、経過期間について前回よりも配慮する。

一、既にわが党は、昨年七月に現行過疎法の強化延長、すなわち新過疎法の制定を提唱している（七月一〇日・書記長談話）。しかし、いよいよ過疎法の期限が切れようとしている今日、過疎団体の実態等を踏まえて、改めて方針を整理し、これを定め、野党間の連携、与党との折衝を行い、早急に結論を得て、年度内に新法制定を図る。

二、自由民主党が昨年一二月二日に示した「新過疎法対策 施策大綱」については、超党派的視点で過疎地域の振興を図るという立場から基本的にその施策の大要について是認する。同時にわが党は新過疎法に次の施策を折り込むことに努力を払う。

(一) 雇用及び福祉等の分野において、①複数の団体が共同で事業を行う際において都道府県が補助を行う場合、②複数の団体にまたがって利便が提供される事業を都道府県が行う場合、その起債を認め、

その元利の償還について基準財政需要額に算入する。

(二) 中山間地における若年農業従事者の確保のため、奨励金の交付、當農資金貸付制度を創設する等の助成措置を検討する。

(三) 過疎地域における福祉、医療の充実のため、保健婦、ホームヘルパーの優先配置と財政支援を行う。

(四) 地域に解放される民間の福利施設について税制上の優遇措置を講ずる。

三、過疎地域対策事業は既に二〇年間講じられており、二六兆円強の対策事業が実施されている。そして最近（昭和六〇年国調）、人口増加市町村が二〇〇団体になるなどの人口動態もみられるが、全般としてはその後も減少傾向は継続している。また若年人口の流出等に起因する高齢化が顕著であり、一五歳未満の人口減少率は二五年間で

四、以上の基本方針に基づき、党地域振興対策特別委員会二役が自民党過疎対策特別委員会及び野党各党との折衝に当たる。尚、折衝が整わない場合は、野党各党に呼び掛け、別途の対応を検討する。

## 『新過疎法』の制定合意に係る経過説明

日本社会党地域振興対策特別委員会

委員長木間 章  
事務局長山下八洲夫

### 一、新過疎法制定を提唱

社会党は昨年七月、現行過疎法の強化、すなわち新過疎法制定をいち早く提唱した（山口書記長発表）。過疎法は、昭和四五年に「過疎地域対策緊急措置法」（指定基準＝昭和三五年と四〇年国調人口減少率一〇%以上かつ財政力指數平均値〇・四未満、失効時対象市町村一〇九三団体）として、議員立法によつて誕生した。

そして、昭和五五年には、同じく議員立法によつて「過疎地域振興特別措置法」（指定基準＝昭和三五年と五〇年国調比較の人口減少率二〇%以上かつ財政力指數平均値〇・三七未満、六三年四月現在対象市町村一一五七団体、全国の市町村の三五・六%、全国土面積に占める割合四六・二%に対し人口割合は六・七%）に改められた。

この現行過疎法は、今年三月三一日をもつて失効することとなつてゐるが、対象市町村においては、旧法に基づき約八兆円弱、現行法により前・後期合せて約一七兆円強の対策事業が実施されている。最近（昭和六〇年）では、人口増加市町村が二〇〇団体になるなど

の人口動態もみられるが、全般としてはその後も減少傾向は継続しており、今後も同傾向と予測されている。また、若年人口の流出等に起因する高齢化が顕著であり、一五歳未満の人口減少率は二五年間で六五%に達し、逆に六五歳以上人口の増加率は五八%に至つている。また就業者人口も減少の傾向をたどり、事業所数も八一年から八六年の五年間で二%も減つていて。企業立地も八四年までは一応順調な伸びを示したが、八六年から八八年の間に立地中止等を決定した企業は一〇〇件、既存の事業所等で廃止・撤退等を行つたのが

一八〇〇件、常用雇用者の離職は一万五〇〇〇人に及んでいる。  
社会党は、こうした状況を踏まえ、失効する現行過疎法に代わる新たな特別立法の必要性を痛感し、その制定を提唱したものである。

### 二、新特別立法の制定について

社会党の提唱に対し、自民党も続いて新過疎法の制定方針を示した。社会党と自民党の基本的な認識は以下の点で一致していた。すなわち、現行過疎法については、既に今日の要請に合致しない不十分な点もあり、また今の人口減少に関する指定基準は必ずしも過疎地域の実情にマッチしていない。したがつて、新たな視点で施策の充実を図るとともに、現状に即した指定基準を定めるというものである。

さらに衆議院総選挙を経て、過疎法失効が迫つてくるに当たつて、社会党は、大要以下の方針を新たに議員構成のもとで確認した。  
(一) 期限が切れようとしている今日、改めて具体的の方針を定め、野党間の連携、与党との折衝を行い、年度内に新法制定を図る。  
その場合、与党が示した『施策大綱』については、社会党が昨年七月に発表した『大綱』とも認識は一致しており、それを基本的に是認し、タタキ台として協議すると共に、尚、不十分な点（①都道府県に対する

財政措置、②中山間地における若年農業従事者の確保のため助成措置、③保健婦、ホームヘルパー等の優先配置と財政支援、④地域解放型の民間の福利施設等について税制上の優遇措置）について充実を図る。

(二) 新過疎法の指定基準等については、①合理的かつ客観的な数値とし、過去の人口減少率・財政力指数に加えて、高齢者・若年者の比率を換算したものとする。②指定団体は、卒業・新入団体、追加指定予測団体を含め、現対象団体数の水準程度を維持する。③指定基準については、四捨五入を適切に行う等、配慮する。④卒業団体に対しても経過措置団体として、経過期間における過疎債の発行を認めるとともに、経過期間について前回よりも配慮する。

この方針のもとに自民党との折衝をただちに開始するとともに、公明党・民社党・社民連・連合参議院等に対しても協力要請を行い、

その結果、与党と以下のような確認合意についた。  
(一) 新法の名称を『過疎地域活性化特別措置法』とするとともに、現行法の失効前に制度を図る。

(二) 社会党が提案した過疎事業の充実、財政上・税制上の措置については、過疎対策事業として、あるいは現行制度の運用において取り入れる（別紙参照）。

(三) 対象市町村は、次の①かつ②の要件を満たす団体とする。

① 人口要件

ア、昭和三五年から六〇年までの二五年間ににおいて国勢調査人口が二五%以上

減少した市町村

イ、昭和三五年から六〇年までの二五年間ににおいて国勢調査人口が二〇%以上減少した市町村のうち、

1 人口に占める高齢者比率（六五歳以上）が一六%以上の市町村

2 人口に占める若年構成比（一五歳から二九歳）が一六%以下の市町村

② 財政要件

昭和六一年度から五三年度までの三年間の平均財政力指数が、〇・四四以下の

市町村

\*尚、指定基準については、政令において、

人口減少率についてはそれぞれ二四・四五%以上、一九・四五%以上とし、高齢者比率についた。

(一) 雇用及び福祉等の分野において、①複数の団体が共同で事業を行う際において都道府県が補助を行う場合及び②複数の団体にまたがつて利便が提供される事業を都道府県が行う場合における地方債措置等について

て

市町村が過疎法に定める事業を共同で行なう場合、過疎市町村の負担金については、原則としてその全額に過疎債を充当できる

都道府県の代行道路事業についても五年間認めるとの激変緩和措置を講ずる。

尚、とくに政府の厳しい団体については、財政運営に支障を生ずることのないよう適切な配慮に努める。

したがつて社会党としては、この合意確認を了とし、速やかな履行に努め過疎地域の振興・活性化に最大限の努力を払うとともに、今後一層の施策の充実について追求する。なお、本確認によつて、新過疎法に基づく指定団体数は概ね一一四〇以上と見込まれるとともに、追加指定予測団体数は人口要件に基づけば五十数団体と見込まれる。

(別紙)

(一) 雇用及び福祉等の分野において、①複数

ので、都道府県の補助金がない場合であつても事業は円滑に施行できるものと考えられる。

なお、都道府県が行う地域産業の活性化・雇用の拡大等のための施設整備や複合的又は総合的な福祉施設の整備については地域総合整備事業債等を活用し、地方の実情に即して弹力的運用を図るよう努める。(二) 中山間地域における若年農業従事者の確保のための営農資金貸付制度等の助成措置について

中山間地域については、若年農業者も参加した活力ある農業の展開を図っていくことが必要であると考えており、既存の農林漁業に係る山村振興・過疎対策などの施策の充実を図るほか、農業改良資金(無利子)において従前の農業後継者育成資金に加えて中山間地域農業生産振興資金(仮称)を創設するとともに、中山間地域の活性化を目的とした長期・低利の資金を創設し、当該資金等の金利の低減を図る農山漁村振興基金の創設等、中山間地域の活性化に一層努める。

(三) 過疎地域における福祉、医療の充実のための保健婦、ホームヘルパー確保について過疎地域における福祉、医療の充実が必要であると考えており、保健婦については、保健所運営費交付金の運用において、過疎

地域への保健婦の配置の確保に努め、ホームヘルパーについては、家庭奉仕員派遣事業費補助金の運用において、過疎市町村の需要に応えるよう努める。

#### (四) 地域に開放される民間の福利施設に対する税制上の優遇措置の創設について

現行過疎法においては、過疎地域内で製造の事業の用に供する一定の設備を新增設した場合に、国税、地方税に係る特例措置を講ずることとされてきたところである。

今般、新過疎法の制定に当たり、従来の特例措置に加え、一般に開放される宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設についても、新たに税制上の特例措置を講ずることとする。

たい。



(過疎地域活性化特別措置法案)

60/35 (25年間) 総人口△25 %以上

又は

60/35 総人口△20 %以上かつ高齢者比率 (60年65歳～) 16 %以上

又は

60/35 総人口△20 %以上かつ若年者比率 (60年15~29 歳) 16 %以下

かつ  
財政力指数  
(61~63) 0.44以下

< 対象団体数 (見込) >

区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
上記要件を満たす市町村	137	188	109	60	23	64	166	106	268	22	1143
うち 現行過疎	136	173	97	46	18	52	156	97	257	22	1054
うち 現行非過疎	1	15	12	14	5	12	10	9	11	0	89
上記要件を満たさない現行過疎 (卒業)	10	30	12	3	2	1	11	7	27	0	103
現行の 過疎市町村	146	203	109	49	20	53	167	104	284	22	1157

(注) 1 境界変更等については、昭和60年10月1日までは整理済であるが、10月2日以降は整理中。従って、最終的には数値が異動することがありうるものである。

2 公営競技収益が10億円を超える1団体は上表に含まれていない。

ブロック区分 (東京23区は除く)

北海道 (1)	…	北海道
東北 (7)	…	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関東 (9)	…	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
東海 (4)	…	静岡、長野
北陸 (3)	…	富山、石川、福井
近畿 (6)	…	岐阜、愛知、三重
中国 (5)	…	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国 (4)	…	鳥取、岡山、広島、山口
九州 (7)	…	香川、愛媛、高知
沖縄 (1)	…	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

(現行過疎法)

50/35 (15年間) 総人口△20 %以上

かつ

財政力指数 0.37 以下

区分	現行過疎地 該市町村数	要件該当の 市町村数			要件非該当の 現行過疎 (萃葉)	
			うち 現行過疎	非過疎(入学)		
全 国	1, 157	1, 143	1, 054	89	103	
01 北海道	146	137	136	1	10	
02 青森	18	19	15	4	3	
03 岩手	23	23	21	2	2	
04 宮城	24	18	17	1	7	
05 秋田	32	35	30	5	2	
06 山形	23	18	18	0	5	
07 福島	39	32	31	1	8	
08 茨城	11	10	10	0	1	
09 栃木	5	4	4	0	1	
10 群馬	14	14	12	2	2	
11 埼玉	4	5	4	1	0	
12 千葉	3	4	2	2	1	
13 東京	6	3	3	0	3	
14 神奈川	0	0	0	0	0	
15 新潟	44	43	41	2	3	
16 富山	4	4	3	1	1	
17 石川	9	12	8	4	1	
18 福井	7	7	7	0	0	
19 山梨	20	22	18	4	2	
20 長野	46	47	44	3	2	
21 岐阜	25	30	24	6	1	
22 静岡	7	10	6	4	1	
23 愛知	10	9	9	0	1	
24 三重	7	11	7	4	0	
25 滋賀	1	2	1	1	0	
26 京都	10	11	10	1	0	
27 大阪	0	0	0	0	0	
28 兵庫	13	20	13	7	0	
29 奈良	13	15	13	2	0	
30 和歌山	16	16	15	1	1	
31 鳥取	9	11	7	4	2	
32 島根	40	38	37	1	3	
33 岡山	42	39	38	1	4	
34 広島	49	51	48	3	1	
35 山口	27	27	26	1	1	
36 徳島	27	28	25	3	2	
37 香川	4	4	4	0	0	
38 愛媛	40	41	38	3	2	
39 高知	33	33	30	3	3	
40 福岡	29	25	25	0	4	
41 佐賀	18	14	14	0	4	
42 長崎	40	39	36	3	4	
43 熊本	54	54	50	4	4	
44 大分	44	42	42	0	2	
45 宮崎	26	22	22	0	4	
46 鹿児島	73	72	68	4	5	
47 沖縄	22	22	22	0	0	

## 過疎地域活性化特別措置法の概要

過疎高齢者生活福祉センター（仮称）事業に関する新たな規定を設ける。

### 9 金融措置

農林漁業金融公庫の経営改善資金貸与制度の拡充及び中小企業事業団の高度化融資事業における貸付条件の優遇措置の創設等に伴う所要の規定の整備を行う。

### 10 税制措置

新たに税制措置の対象を拡大することに伴う所要の規定の整備を図る。

### 11 過疎地域の市町村の追加

新たな国勢調査が行われた場合には、過疎市町村の追加を行うこと及びその要件について規定する。

### 12 経過措置

現行法の過疎市町村のうち新たに対象となるもの（いわゆる卒業市町村）のうち一定のものに対する過疎債の準用、代行制度の期間延長のほか、所要の経過措置について規定する。

### 13 法律の期間

一〇年間とする。

### 14 法律の施行日

昭和六十二年四月一日

- 1 目的  
人口の著しい減少に伴つて地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差のは正に寄与することを目的とする。

- 2 過疎地域（地域要件）  
過疎地域の地域要件については、新法の法案策定時に決定するが、その基本的な考え方としては、「人口の減少が引き続いているばかりでなく、高齢者が多く、若年層が少ない」という多くの過疎地域の現況と脆弱な過疎地城市町村財政を適切に反映したものとする。
- 3 対策の目標  
過疎地域振興特別措置法（以下「現行過

- 4 方針及び計画  
現行過疎法の基本的な枠組みは維持しつつ、「3、対策の目標」と同旨で新法としての意義に配慮した書きぶりとする。
- 5 国の負担又は補助の特例  
本則で原則三分の二、附則の特例で平成二年度について一〇分の五・五と規定し、財政金融上の措置等も定める（現行の考え方と同様とする）。
- 6 過疎債  
対象事業を拡大したものについて、法律及び政令で規定する。
- 7 基幹道路の整備（代行制度）  
過疎地域とその他の地域を連絡する基幹道路についても代行の対象とする旨規定す

# パートタイム労働法（仮称）に関する各党案及び労働団体統一要求の比較対照表

日本社会党労働政策委員会事務局

1 目的等		名 称 〔発表〕	社 会 党 案 パートタイム労働法案（仮称）要綱 〔一九八九・七・八〕	公 明 党 案 短時間労働者保護法案（パート労働法案） 要旨 〔一九八九・一一・一〕	民 社 党 案 パートタイム労働法案要綱 〔一九八九・一一・二六〕	連合・総評要求 パートタイム労働法（仮称）〔一九八九・四・二六〕
定 義	事業主 の責務					
〔第一 定義〕 この法律は、短期労働者及び短時間労働者について、労働基準法、雇用対策法等と相まって、雇用形態及び賃金、労働時間、雇用期間その他の労働条件を改善し、並びに雇用保険制度等の適用の拡大を図り、及び福利厚生に関する施設の利用を確保するとともに、一般労働者について、子の養育、老親の介護等の事情がある間短時間労働者となることを保障し、もってこれらの者の職業の安定及び福祉の増進に資することを目的とする。	〔第二 労働条件の向上〕 使用者は、この法律の規定を理由として労働条件を低下させなければならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。	〔第三 定義〕 この法律において、用語の意義は、次に定めるところによる。 一 短期労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者をいう。 二 短時間労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者以外の労働者で、	〔第一 定義〕 この法律は、労働基準法、労働安全衛生法等すべての労働法規と相まって、短時間労働者の賃金その他の労働条件の改善を図り、短時間労働者に対する雇用上の均等待遇を確保すると共に、一般労働者については子の養育、老親の介護などの事情がある場合は、短時間労働者として働くことを保障し、もってこれらの者の職業の安定及び福祉の増進に資する一方、高年令者の短時間労働者としての就労を奨励することを目的とする。	〔第一 定義〕 この法律は、労働基準法等と相まって、賃金、休暇、福利厚生その他パートタイム労働者に関する必要な事項を定めて、その労働条件の改善等を図り、もってパートタイム労働者の生活の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。	〔第一 定義〕 この法律は、労働基準法等と相まって、賃金、休暇、福利厚生その他パートタイム労働者に関する必要な事項を定めて、その労働条件の改善等を図り、もってパートタイム労働者の生活の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。	〔二〕 法の目的をパートタイム労働者等の雇用の安定、権利の擁護、労働条件の改善、福祉の増進等とすること。
〔第一 定義〕 この法律において、用語の意義は、次に定めるところによる。 一 短期労働者 日々又は期間を定めて一週、一月の所定労働時間が短い労働者をいう。 二 一般労働者とは、事業所において常勤時間が短い労働者をいう。	〔第二 定義〕 この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 一 パートタイム労働者 同一事業場における同種の一般労働者と比べ所定労働時間が短い労働者をいう。	〔第一 定義〕 この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 一 パートタイム労働者 同一事業場における同種の一般労働者と比べ所定労働時間が短い労働者をいう。	〔第一 定義〕 パートタイム労働者を「一日、一週、一月の所定労働時間が同一事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より二割程度以上短	〔第一 定義〕 パートタイム労働者を「一日、一週、一月の所定労働時間が同一事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より二割程度以上短	〔第一 定義〕 パートタイム労働者を「一日、一週、一月の所定労働時間が同一事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より二割程度以上短	〔二〕 法の目的をパートタイム労働者等の雇用の安定、権利の擁護、労働条件の改善、福祉の増進等とすること。

2. 定義・適用関係

適用 関係	定義
② 関係	<p>同一事業場における同種の一般労働者と比べ所定労働時間が短いもの（所定労働時間及び業務内容が一般労働者と同等であるにもかかわらず、賃金が労働した時間によって算定される者を含む。）をいう。</p> <p>三 一般労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者以外の労働者で、事業場において標準的な労働者とされるもの（試用期間中のものを含む。）をいう。</p> <p>四 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。</p> <p>五 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。</p> <p>六 賃金 労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。</p> <p>七 試用期間 試用期間、見習期間、実習期間その他名称のいかんを問わず、正式の雇入れが条件付とされている場合において、正式の雇入れとなる日前の就労期間のすべてのものをいう。</p> <p>〔第四 適用除外〕 ① 第十三〔昇進等〕、第十四〔休暇等〕、第十七〔協約・規則〕及び第十九〔保険〕は、一週間の所定労働時間が八時間未満の短期労働者又は短時間労働者については、適用しない。</p> <p>② 船員、国家公務員及び地方公務員については、この法律に準じて別に法律で定める。</p>
〔第三 適用除外〕	<p>（三）労働者とは、労働基準法第九条に規定する労働者をいう。</p> <p>（四）使用者とは、労働基準法第十条に規定する使用者をいう。</p> <p>（五）賃金とは、労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。</p> <p>五 賃金 労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。</p> <p>なされる者をいう。</p> <p>三 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。</p> <p>四 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。</p> <p>（十六）〔後に再掲〕 労働時間が通常の労働者以下で、第二項のパートタイム労働者の定義に該当しない労働者は、原則として通常の労働者として扱うこと。</p> <p>な労働者とされる者をいう。</p> <p>〔十六〕 〔後に再掲〕 いもの」等と定義する」と。  <p>（十六）〔後に再掲〕 労働時間が通常の労働者以下で、第二項のパートタイム労働者の定義に該当しない労働者は、原則として通常の労働者として扱うこと。</p> </p>
〔第三 適用除外〕	<p>1、この法律は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しないものとし、同項に規定する船員であるパートタイム労働者については、この法律に準じて、別に法律で定める。</p> <p>2、この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとし、国家公務員であるパートタイム労働者及び地方公務員であるパートタイム労働者に</p>

3、雇入れに関する規制		労働条件の明確化	〔第六 労働条件を記載した書面〕
の制限	用契約	期間雇	使用者は、短期労働者又は短時間労働者との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、雇用期間、休暇その他の労働省令で定める労働条件を書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働省令で定める労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。
			〔第七 短期労働者の雇い入れ〕
			① 使用者は、就労させる業務が季節的業務、事業の期間が予定される事業に係る業務その他短期労働者を雇い入れることについてやむを得ない事情があるものとして労働省令で定める業務（以下「季節的業務等」という。）である場合を除き、短期労働者を雇い入れてはならない。
			② 使用者は、短期労働者を雇い入れる場合には、当該季節的業務等について当該短期労働者が必要とされる期間を雇用期間としない労働契約を締結してはならない。
			③ 使用者が②に違反する労働契約を締結したときは、当該季節的業務等について当該当該短期労働者が必要とされる期間を雇用期間とする労働契約が締結されたもの用期間とする労働契約が締結されたもの
			〔第四 使用者の義務——一、労働条件等を記載した書面の交付〕
			使用者は、パートタイム労働者との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、休憩時間、休暇、雇用期間、その他の労働省令で定める労働条件を書面で明示し、当該労働契約が成立した時は、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。
			〔第五〕 〔後に再掲〕
			〔第十 期間の定めのないパートタイム労働契約への変更〕 〔後に再掲〕
			期間を定めて雇い入れられたパートタイム労働者が一年を超えて引き続き雇用されるに至った場合においては、当該パートタイム労働者に係る労働契約は、期間の定めのない労働契約に変更されたものとみなす。
			〔三〕 労働契約において、賃金、労働時間、その他の労働条件を明示するため、労働条件を書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。
			〔四〕 労働条件を記載した書面
			使用者は、パートタイム労働者との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、休憩時間、休暇、雇用期間、その他の労働省令で定める労働条件を書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。
			〔五〕 〔後に再掲〕
			恒常的業務での有期雇用契約を制限することただし、季節的・臨時の業務は、期間を定めて完成する業務は除くことができるものとすること

については、この法律に準じて、別に法律で定める。

3、雇入れに関する規制		期間雇用契約の制限
先雇用	一般労働者等	
② 使用者が短時間労働者を募集した場合において、雇用短期労働者等に周知させなければならない。	⑤ 短期労働者が当該雇用期間を超えて引き続き使用されるに至った場合には、当該労働契約の当事者間に、引き続き使用されるに至った日に、一般労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。	④ 使用者は、短期労働者が当該雇用期間中に離職した場合には、当該離職した日後の当該季節的業務等の期間について、当該短期労働者が就労していた業務に就労させるため、短期労働者を雇い入れてはならない。ただし、当該離職が、当該自己の責めに帰すべき事由に基づく解雇による場合は、この限りでない。
② 使用者が短時間労働者等の方法により、当該募集する旨及び当該募集に係る労働条件を雇用短期労働者等に周知させなければならない。	〔第八条〕 使用者は、短時間労働者又は一般労働者を募集しようとする場合において、現に雇用する短期労働者又は短時間労働者で当該募集に係る業務に従事しているもの（現に雇用する短期労働者又は短時間労働者で当該募集に係る職業訓練を受けているもの及び当該募集に係る短期労働者又は短時間労働者として雇い入れられることが予定されている者を含む。以下「雇用短期労働者等」という。）がいるときは、事業場の見易い場所に掲示する	〔第五条〕 使用者は、一般労働者としての優先雇用
② 使用者が短時間労働者を募集した場合において、雇用短期労働者等に周知させなければならない。	〔第十四条〕 使用者は、一般労働者としての優先雇用	〔第十四条〕 使用者は、一般労働者としての優先雇用
② 使用者が短時間労働者等の方法により、当該募集する旨及び当該募集に係る労働条件を雇用短期労働者等に周知させなければならない。	〔七〕 フルタイム労働者を雇用する場合に、同職種、同経験のパートタイム労働者を優先的に雇用すること。	〔七〕 フルタイム労働者を雇用する場合においては、現に雇用するパートタイム労働者で一般労働者として雇用される当該募集に係る業務に従事している者がいるときは、事業所の見易い場所に掲示する等の方法により、募集する旨及び当該募集にかかる労働条件等を周知させなければならない。また応募した短時間労働者を優先的に一般労働者として雇用するよう努めなければならない。

規制		規制		規制		規制	
規制		規制		規制		規制	
規制		規制		規制		規制	
3	雇入れに関する	雇入れに關する	雇入れに關する	雇入れに關する	雇入れに關する	雇入れに關する	雇入れに關する
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
労働者	労働者	労働者	労働者	労働者	労働者	労働者	労働者
の雇用	の雇用	の雇用	の雇用	の雇用	の雇用	の雇用	の雇用
〔第九 一般労働者又は短時間労働者としての労働契約の成立〕	〔第十 時間の定めのないパートタイム労働契約への変更〕 ॥ 再掲	〔五〕 ॥ 再掲					
① 使用者が第七①又は④に違反して短期労働者を雇い入れた場合には、当該使用者と当該短期労働者との間に、一般労働者としての労働契約が締結されたもののみなす。	② 使用者が第八①に違反して短時間労働者又は一般労働者を雇い入れた場合には、当該使用者と同項の規定により周知の措置が執られたならば応募したであろう雇用短期労働者等との間に、当該募集に係る雇入れの決定が行われた日に、当該募集に係る短時間労働者又は一般労働者としての労働契約が締結されたもののみなす。	期間を定めて雇い入れられたパートタイム労働者が一年を超えて引き続き雇用されるに至った場合においては、当該パートタイム労働者に係る労働契約は、期間の定めのない労働契約に変更されたもののみなす。	恒常的業務での有期雇用契約を制限すること。ただし季節的・臨時のもしくは期間を定めて完成する業務は除くことができるものとすること。				
〔第二十一 短時間労働者の雇用についての労使協議〕	〔第四 十三、短時間労働者の雇用についての労使協議〕	〔第十三 パートタイム労働者の雇用についての労使協議〕	〔十五〕				
使用者は、短時間労働者を雇用していく場合において短時間労働者を雇い入れようとするとき又は短時間労働者を雇用したとしたならばその雇用する短時間労働者の総数が、新たに短時間労働者を雇い入れようとする時、又は雇用する短時間労働者の総数が、新たに短時間労働者を雇い入れることによって労働大臣が定める比率を超えることになる場合には、労働者が臣が定める率を乗じて得た数を超えることとなる場合において短時間労働者を雇い入れに関する	使用者は、短時間労働者を初めて雇い入れようとする時、又はパートタイム労働者を雇用していない場合においてパートタイム労働者を雇用しない場合は、パートタイム労働者の導入、一定数以上のパートタイム労働者の雇用等について、労使協議を行うものとすること。	使用者は、パートタイム労働者を雇用しない場合は、パートタイム労働者の導入、一定数以上のパートタイム労働者の雇用等について、労使協議を行うものとすること。					

		3. 雇入れに関する規制		
		公共職業安定所の紹介等	協議	る労使
		<p>使用者は、公共職業安定所の紹介により短期労働者又は短時間労働者を雇い入れるよう努めなければならない。</p> <p>(第二十 求人の申込みの不受理)</p> <p>公共職業安定所は、使用者が第六、第七①、②または④、第八①、第十二から第十五まで等に違反したときは、二年以内の期間を定めて当該使用者の求人の申込みを受理しないものとする。</p>	<p>〔第五 公共職業安定所の紹介による雇入れ〕</p>	<p>れようとするときは、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその過半数を代表する者と協議しなければならない。</p> <p>労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。</p>
				<p>労働組合のない場合においては、労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。</p> <p>労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。</p>
			<p>〔十三〕</p> <p>職業紹介・職業相談を充実すること。</p>	

# パートタイム労働法(仮称)に関する各党案及び労働団体統一要求の比較対照表(続)

日本社会党労働政策委員会事務局

4 差 别 待 遇 の 禁 止 等		名 称 〔発表〕	社 会 党 案 パートタイム労働法案(仮称)要綱 〔一九八九・七・八〕	公 明 党 案 短時間労働者保護法案(パート労働法案) 要旨 〔一九八九・一一・一〕	民 社 党 案 パートタイム労働法案要綱 〔一九八九・一一・二六〕	連合 評議会 パートタイム労働法(仮称)〔一九八九・四・二六〕
(休暇等)	差別待遇の禁止 〔昇進等〕	〔第十二 同一労働同一賃金の原則〕 使用者は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔第四 使用者の義務――同一労働同一賃金の原則〕 使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、賃金について同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔第五 同一労働同一賃金の原則〕 使用者は、労働者がパートタイム労働者であることを理由として、賃金について同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔第六 昇進等同一の原則〕 使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、昇進、異動又は解雇について同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔九〕労働条件における不合理な格差を禁止すること。賃金、一時金、退職金等、適当な場合には時間比例の均等待遇原則を明確にすること。
(休暇等)	〔第十四 有給休暇等同一の原則〕 使用者は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間及び育児時間等の女子に与えられる特別の時間並びに福利厚生に関する施設の利用について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔第四――四 休暇、休憩等同等の原則〕 使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、休暇(有給休暇を含む)、休業、休憩時間及び育児時間などについて同一事業所における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔第七 有給休暇等同一の原則〕 使用者は、労働者がパートタイム労働者であることを理由として、有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間及び育児時間等の女子に与えられる特別の時間並びに福利厚生に関する施設の利用について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。	〔十〕安全衛生・福利厚生・教育訓練など、雇用管理における不合理な格差を禁止すること。		
(休暇等)	〔第四――五 福利厚生施設等利用同等の原則〕 使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、福利厚生に関する施設の利用について同一事業所における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。					

4 差 別 待 遇 の 禁 止 等		時間外労働等の制限	時間外労働の制限	特定の短時間
（第十五 短時間労働者の所定労働時間外の労働及び所定休日の労働）		（第四一六、所定労働時間外の労働及び所定休日の労働等の制限）		（第八 变形労働時間制に関する規定の適用除外）
使用者は、短時間労働者については、労働基準法第三十二条〔労働時間の原則〕、第三十二条の二〔一ヶ月変形制〕、第三十二条の五〔非定期的変形制〕及び第三十六条〔時間外・休日労働〕の規定にかかわらず、その意思に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定休日に労働させてはならない。		（二）使用者は、短時間労働者については、労働基準法第三十二条の二、第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、パートタイム労働者については、適用しない。		（十二）所定外労働、休日労働、变形労働時間等を原則禁止とすること。
（第十六 短時間労働者の配置転換、出向等） 使用者は、短時間労働者については、その意思に反して、子の養育、老親の介護、配偶者の勤務場所等の事情により引き続き就労することが困難となるような地域への配置の転換、出向（使用者が、その雇用する労働者との雇用関係を維持しつつ、他人に対し当該労働者を雇用させることを約し、当該労働者を当該他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させることをいう。）等を命じてはならない。		（第四一七、遠隔地配転、出向等の制限） 使用者は、短時間労働者については、その意思に反して、子の養育、老親の介護、配偶者の勤務地等の事情により、引き続き就労することが困難となるような地域への配置転換、出向等を命じてはならない。		（九）パートタイム労働者の所定労働時間外の労働及び所定休日の労働
（第十一 特定の短時間労働者の待遇の改善） 使用者は、所定労働時間が一日について五時間かつ一週間にについて三十時間を超え		（第四一一十、特定の短時間労働者の待遇の改善） 使用者は、一日について六時間、且つ一週間にについて		（九）パートタイム労働者の所定労働時間外の労働及び所定休日の労働
（第十五 特定のパートタイム労働者の一日の労働時間が通常の労働者以下で、第二項のバーカー		（十六）再掲 労働時間が通常の労働		（九）パートタイム労働者の所定労働時間外の労働及び所定休日の労働

		4 差 别 遇 待 の 禁 止 等				労働者の処遇
労働協	の設置	苦情処理機関	職業訓練	職業訓練	職業訓練	職業訓練
〔第十七 労働協約及び就業規則の適用等〕 ① 一般労働者の労働組合が締結した労働協約は、当該労働組合の組合員でない短期労働者及び短時間労働者に適用される						<p>る短時間労働者については、一般労働者とするよう努めなければならない。</p> <p>（第十一 短期労働者等に係る能力開発） （業の実施） 使用者が短期労働者又は短時間労働者に對し、一般労働者となることを容易にするための職業訓練を行う場合には、政府は、雇用保険法第六十三条に規定する能力開発事業を行ふものとする。</p> <p>（第七 短時間労働者の職業能力の開発） （一）国は、短時間労働者に對して必要な知識及び技能を習得させるため、講習や職業訓練を実施するよう努めなければならない。</p> <p>（二）職業訓練を受ける短時間労働者に對し有給休暇を与え、若しくは交通費、訓練手当等を支給できるように国は使用者に対する助成措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（三）使用者が短時間労働者に對し、一般労働者となることを容易にするため職業訓練を行う場合には、国は雇用保険法第六十三条に規定する能力開発事業として助成するものとする。</p> <p>（第四）苦情処理機関の設置等） （一）短時間労働者の労働条件等に関する苦情を處理するため、使用者側、労働者側を代表する者、各同数をもつて構成する苦情処理機関を設けなければならない。 （二）短時間労働者が苦情を申し立てたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。</p>
						<p>て三十三時間を越える短時間労働者については、一般労働者とするよう努めなければならない。</p> <p>（五時間以上かつ一週間にについて三十時間以上上のパートタイム労働者については、一般労働者とするよう努めなければならない。</p> <p>（十四） トタイム労働者の定義に該当しない労働者は、原則として通常の労働者として扱うこと。 能力開発・労働者福祉を推進すること。</p>

6、雇用保険法等の適用拡大	5、労働協約・就業規則の適用等					約の適用
	労働組合への加入等	労働組合への加入等	就業規則の適用等	就業規則の適用等	就業規則の適用等	
① 第十三〔昇進等〕、第十四〔休暇等〕、第十七〔協約・規則〕及び第十九〔保法が適用されるものとする。」	〔第十九 労働組合への加入〕 一般労働者の労働組合は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、当該労働組合の組合員となることを拒んではならない。	〔第十八 労働組合への加入〕 一般労働者の労働組合は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、当該労働組合の組合員となることを拒んではならない。	〔第五 労働組合の結成と加入〕 短時間労働者は、自ら労働組合を結成、若しくは加入する権利を有する。	〔第四一一八 就業規則の作成等についてのバートタイム労働者の意見の聴取〕 就業規則のうちバートタイム労働者に関する事項の作成又は変更については、労働基準法第九十条第一項又は第九十五条第二項の規定によるほか、それぞれこれらの者の過半数を代表する者の意見を聞き、且つ同意を得なければならない。	〔第四一一八 就業規則の作成等についてのバートタイム労働者の意見の聴取〕 就業規則のうちバートタイム労働者に関する事項の作成又は変更については、労働基準法第九十条第一項の規定によるほか、バートタイム労働者の過半数を代表する者の意見を聞き、且つ同意を得なければならない。	労働協約がない場合には、雇用期間及び所定労働時間の事項を除き、当該短時間労働者及び短時間労働者にも適用されるものとする。この場合において、二以上の労働組合があるときは、当該短時間労働者又は短時間労働者のそれぞれの過半数によって選択される労働組合が締結した労働協約が適用されるものとする。
〔第四 適用除外〕Ⅱ 再掲(一部)	〔第六 社会保険、労働保険の適用拡大〕 すべての短時間労働者及び短時間労働者について、別に法律で定めるところにより、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法が適用されるものとする。	〔第十一 労働組合への加入〕 一般労働者の労働組合は、労働者がバートタイム労働者であることを理由として、当該労働組合の組合員となることを拒んではならない。	〔第十二 労働組合への加入〕 一般労働者の労働組合は、労働者がバートタイム労働者であることを理由として、当該労働組合の組合員となることを拒んではならない。	〔四〕 就業規則の整備を進めるとともに、作成・変更についてはバートタイム労働者代表への意見聴取を行うこと。就業規則において不合理な格差を含む規定は無効とすること	〔第十一 労働組合への加入〕 使用者は、就業規則のうちバートタイム労働者に関する事項の作成又は変更については、労働基準法第九十条第一項の規定によるほか、バートタイム労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。	〔第四一一八 就業規則の作成等についてのバートタイム労働者の意見の聴取〕 就業規則のうちバートタイム労働者に関する事項の作成又は変更については、労働基準法第九十条第一項の規定によるほか、バートタイム労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

（一）は、一週間の所定労働時間が八時間未満の短期労働者又は短時間労働者については、適用しない。

（※雇用保険法第六十三条に規定する能力開発事業については、別掲（「職業訓練」の項）参照）

〔第二十二 一般労働者から短時間労働者への転換等〕

① 使用者は、その雇用する一般労働者が子の養育、老親の介護等の事情により短時間労働者となることを申し入れた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

② 使用者は、①により短時間労働者となつた者が①の事情がなくなつたことにより一般労働者となることを申し入れた場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

## 7、一般労働者から短時間労働者への転換等

〔第四一一十二 一般労働者から短時間労働者への転換等〕

（一）使用者は、その雇用する一般労働者が子の養育、老親の介護等の事情により短時間労働者となることを申し入れた場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（二）使用者は、（一）により短時間労働者となつた者が（一）の事情がなくなつたことにより一般労働者に復帰することを申し入れた場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

〔第十六 労働者の申入れによる一般労働者からパートタイム労働者への転換等〕

1 使用者は、その雇用する一般労働者が自己が高年齢であること、子を養育する必要があること、老親を介護する必要があること等のため一般労働者として就労することが困難な事情によりパートタイム労働者となることを申し入れた場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

2 使用者は、1によりパートタイム労働者となつた者が1の事情がなくなつたことにより一般労働者となることを申し入れた場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

〔第八 高年令者の雇用の促進〕

（一）使用者は、短時間労働者を雇い入れるときは、高年令者の能力に適する職種については、高年令者を優先的に採用するよう努めなければならない。

〔第十八 高齢者の雇用の促進〕

（一）使用者は、パートタイム労働者を雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならぬ。

8、高年齢	
-------	--

〔第八 高年令者の雇用の促進〕	
（一）使用者は、短時間労働者を雇い入れるときは、高年令者の能力に適する職種については、高年令者を優先的に採用するよう努めなければならない。	

〔第十八 高齢者の雇用の促進〕	
（一）使用者は、パートタイム労働者を雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならぬ。	


(二) 国は、使用者が（一）の規定により高年令者を短時間労働者として採用することを奨励するため、使用者に対する助成その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 9. その他

〔第二十三 その他〕

〔第九〕

施行期日、経過措置、罰則、関係法律の整備について必要な規定を設ける。

〔注〕 「社会党案」は、一九八九年七月八日に山口書記長が発表したもの。

「公明党案」は、一九八九年十一月一日に「参議院公明党・国民会議」名で記者発表したもの。（同年七月十五日に「公明党」名で記者発表したものもある。）

「民社党案」は、一九八九年十一月二十六日に永末委員長が発表したもの。

「連合・総評要求」というのは、一九八九年四月二十六日に社会、公明、民社、社民連の各党に個別に提出された「要請書」にある「パートタイム労働法（仮称）についての考え方」。



## 編集後記

最近、日本と外国の関係にかかる二つの世論調査が発表された。一つは、アメリカで行われた日本に対する評価であり、もう一つは、日本人の外国に関する見方である。昨今のヒト、モノ、カネ、情報のあらゆる分野での国際化が広く、深く進展しているだけに注目すべき世論調査といえよう▼アメリカの場合、日本の外務省が米国のギャラップ社に委託した対日世論調査である。この調査で「日本は信頼できる友邦」と答えた人は四四%であり、「信頼ができない」も四〇%で、対日信頼度はほぼ二分された形である。問題は世論の変化の仕方にある。「信頼できる」は前回の五〇%から六%減少しただけだが、「信頼できない」は二九%から一ー%も急増している▼これは極めて危険な兆候である。対日世論が変化している背景には、深刻化する日米経済摩擦が原因していることは間違いない。だが、問題はその内容にあり、自動車やエレクトロニクスなどの日本企業の対米直接投資については七〇%以上が賛成しているのに、不動産投資では賛成は半分以下で、反対は三〇%近くもある。フローとストックに対する経済認識の相違の表われであ

るとともに、文化摩擦、さらには人権問題に発展しかねない問題だ▼もう一つの調査は総理府の「外交に関する世論調査」である。日本人が「親しみを感じる」国は、米国がトップで七六・四%、中国は五一・六%だが、中国の場合「親しみを感じない」が前回の二六%から四三%に急増している。これは昨年の天安門事件や日中経済関係の停滞が影響しているとみられる。この結果、日中関係は良好だとは思わない、という見方が急増していることも気になる▼二つの世論調査には原因や背景の相違があるとはいえ、アメリカ人の対日観と日本人の対中国観の変化が顕著であるという共通点がある。いずれも一部に偏狭なナショナリズムの芽を見てとることができるが、対外関係の世論形成は相手国の原因だけでなく、日本政府の内外政策と深くかかわっているのが現代の特徴である。そのことは総理府調査で東南アジア諸国に「親しみを感じない」が五一・六%、「感じる」が二九・七%という結果によく表われている▼アメリカ人の対日感が悪化しつつあるとはいえる、日本は米国にとって不可欠だ、と考える人は七五%にのぼる。また日本の防衛力をこれ以上、増強すべきではない、という意見が郵便振替 東京8-80821  
又は  
大和銀行 衆議院支店  
普通 203888  
日本社会党政策審議会

## 政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	細谷治嘉 小野信一 小林恒人 田中恒利 河上民雄 清水永井 戸田菊雄 永井孝信 安田修三 志苦村沢 久保亘 福間知之 矢田部理 押田三郎 佐間田勝美 温井寛 志苦瀬尾忠 志苦渡辺浜谷 志苦本岡昭次 志苦博牧裕 志苦惇博

上原康助  
松前仰  
細谷治嘉  
小野信一  
小林恒人  
田中恒利  
河上民雄  
清水永井  
戸田菊雄  
永井孝信  
安田修三  
志苦村沢  
久保亘  
福間知之  
矢田部理  
押田三郎  
佐間田勝美  
温井寛  
志苦瀬尾忠  
志苦渡辺浜谷  
志苦本岡昭次  
志苦博牧裕  
志苦惇博

## 「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
年間購読料	四二〇〇円(前納)	
送料	一部	五一円

ご送金は左記へお願ひいたします。  
郵便振替 東京8-80821



# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

---

May 1990

No. 284

---

Forward ; Sigeru ITOH, Chairman of Policy Board

Special Issue I ; Japan-US Structural Impediments Initiative Talks

Special Issue II ; Analysis and Policy Concerning the  
Systems of the National Health Insurance and the  
Health and Medical Service for the Aged

Documents :

JSP's Basic Attitude for the New Order of Telecommunication  
for the People

Statement of Mr. T. YAMAGUCHI, General Secretary of JSP  
on the Japan-US Summit Meeting Held in March

Others

---

PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE JAPAN SOCIALIST PARTY

First Members' Office Bldg., the House of Representatives  
2 1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax(03)502-5857

### **政策資料 5 月号**

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊 藤 茂

發 行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館  
電話 東京 03(581)5111 内線 3880~4  
FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料51円)